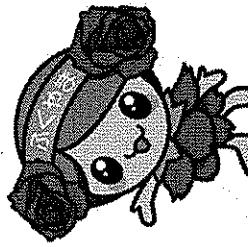


夢・未来 輝く福山 100周年



福山市ばらのイメージ
キャラクター「ローラ」

基準緩和型訪問・通所サービスについて

福山市保健福祉局
長寿社会応援部高齢者支援課

介護予防・日常生活支援総合事業のうち 訪問型・通所型サービスの類型について

【訪問型サービス】

①介護予防相当訪問サービス（現行相当サービス）⇒2015年（平成27年）4月1日から実施

②指定事業者による基準緩和型訪問サービス

③委託事業者による基準緩和型訪問サービス

④住民主体訪問サービス⇒2015年（平成27年）4月1日から実施

⑤短期集中予防訪問サービス⇒2015年（平成27年）4月1日から実施

※②指定事業者による基準緩和型訪問サービスを行うことができる者は、訪問介護又は介護予防相当訪問サービスの指定を受け、基準緩和型訪問サービスと訪問介護の事業又は指定介護予防相当通所事業所において一體的に運営する法人とする。

【通所型サービス】

①介護予防相当通所サービス（現行相当サービス）⇒2015年（平成27年）4月1日から実施

②指定事業者による基準緩和型通所サービス

③委託事業者による基準緩和型通所サービス

④住民主体通所サービス⇒2015年（平成27年）4月1日から実施

⑤短期集中予防通所サービス⇒2015年（平成27年）4月1日から実施

※②指定事業者による基準緩和型通所サービスを行うことができる者は、通所介護又は介護予防相当通所サービスの指定を受け、基準緩和型通所サービスと同一の事業又は指定介護予防相当通所事業所において一體的に運営する法人とする。

基準緩和型訪問サービスの基本事項

【概要】

市が指定する介護事業者及び市が委託する民間事業者等が提供する、介護予防相当訪問サービスと比べ基準を緩和したサービス。サービス提供内容や人員基準等を緩和するもの。

【事業の基本方針】

利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、心身の状態等を踏まえながら、地域の住民等による支援等の多様なサービスの利用を促進し、自立のための生活支援を行うことにより、もつて利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

【利用対象者】

① 基本チェックリストに該当した第1号被保険者（事業対象者）

② 要支援1・2の認定者

※ 介護予防ケアマネジメントに基づく

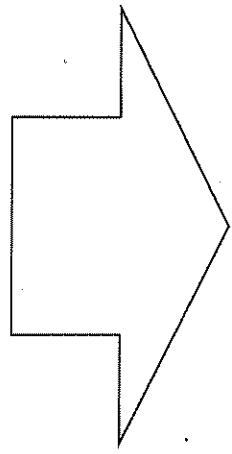
訪問サービスのサービス内容等

区分	介護予防相当サービス (現行相当サービス)	基準緩和型訪問サービス (指定事業者)	基準緩和型訪問サービス (委託事業者)
提供者	指定事業者	訪問介護又は介護予防 相当訪問サービスの指定 を受けている指定事業者	委託事業者 (民間事業者・NPO法人・ 指定事業者等)
内容	訪問介護員による「身体介護」及び 「生活援助」 ※従前の介護予防訪問介護と同様 のサービス	生活支援員による「自立支援のため の見守り的援助」及び「生活援助」 ※自立支援のため、利用者の補助的 行為を中心とし、できることは利用者 にしてもらう。	生活支援員による「生活援助」のみ ※自立支援のため、利用者の補助的 行為を中心とし、できることは利用者 にしてもらう。
目的	○訪問介護員と関わりを持つことで 安心感と在宅生活を送るために自信 をつける。	○自分でできることを増やし周囲に關心を持つて生活ができる。 ○「生きがいづくり、出番づくり、役割づくり」など目的意識を持ち自立した生 活をする。	○ADLは自立し、IADLにおいては援助があることで、日常生活を営むことが 出来る者 ○近所程度は一人で外出ができる身体能力は有しているものの、一人での 外出に不安があり、気力低下(うつ等)で閉じこもりの生活をしている者 ○人との関わりが少ない者 ○社会参加が難しい者
状態像		○自宅内ではなんとか自力で動けADLも時間がかかるがほぼ自立して いる者 ○立位や歩行が不安定だが座位保 持はできる者 ○身体機能の低下や意欲低下があ り家事援助等に専門職(介護福祉士 等)の支援が必要な者	

基 準 緩 和 型 訪 問 サービス 提 供 の 考 え 方 等

基 準 緩 和 型 訪 問 サービス を 利 用 す る 者 の 状 態 像 (再掲)

- ・ADLは自立し、IADLにおいては援助があることで、日常生活を営むことが出来る者
- ・近所程度は一人で外出ができる身体能力は有しているものの、一人での外出に不安があるったり、気力低下(うつ等)で同じこもりの生活をしている者
- ・人との関わりが少ない者
- ・社会参加が難しい者



効果的に生活機能の向上を図ること
ができるよう状態像を踏まえサービス
を提供する。

サ ー ビ ス 提 供 の 考 え 方 及 び 留 意 点

- ・利用者の状態像に応じ、利用者の有する能力を活用できるような支援を行う。
- ・IADLにおける社会参加が難しい場合の見守り、声かけ等の支援を行う。
- ・利用者の気力低下等による社会参加が難しい場合の見守り、声かけ等の支援を行う。
- ・人や地域との関わりを増やすよう町内会の行事、地域のサロン、住民主体による事業等の参加を促す。
- ・サービスや一般介護予防事業等への参加を促す。

訪問サービスに係る基準等

区分	介護予防相当訪問サービス(現行相当)			基準緩和型訪問サービス(指定事業者)			基準緩和型訪問事業者(委託事業者)		
	区分	資格要件	配置要件	区分	資格要件	配置要件	区分	資格要件	配置要件
管理者	なし※1	常勤専従1以上※1※2	常勤専従1以上※1	訪問事業責任者(指定)	介護福祉士 看護師・実務者研修修了者等	必要数	訪問事業責任者(委託)	基準緩和型訪問サービスに加え一定の研修修了者の資格	常勤専従1以上※2
サービス提供責任者	介護福祉士 看護師・実務者研修修了者等のうち利用者40人以上に1人以上※3	常勤の訪問介護員※3	介護福祉士 看護師・実務者研修修了者等	生活支援員(指定)	介護福祉士 看護師・実務者研修修了者等	必要数	生活支援員(委託)	基準緩和型訪問サービスに加え一定の研修修了者の資格	1人以上必要数※1
員 員 基 準	訪問介護員等	介護予防相当訪問介護員研修修了者等※1	常勤換算25以上※1	※1 支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の職務に從事可能	※2「訪問介護利用者」及び「介護予防相当訪問サービス利用者」「介護予防相当訪問介護員及び訪問介護責任者」等の職務に從事する。ただし、訪問介護員等は生活支援員を兼務すること可	※3 従前の介護予防訪問介護と同様の要件とする。	※1 基準緩和型訪問サービスに係る資格要件に加え、一定の研修修了者が従事すること可。(研修は平成28年度中実施予定)※2 支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の職務に從事可能	介護予防相当訪問サービスと同様の基準	介護予防相当訪問サービスの運営基準から「介護予防的な提供」を除いた基準等の総合的な基準
設備基準	従前	従前の介護予防訪問介護と同様の基準	従前	介護予防相当訪問サービスと同様の基準	○固別サービス計画の作成 ○提供拒否の禁止 ○生活支援員の清潔の保持、健康状態の管理 ○事故発生時の対応 ○同居家族に対するサービス提供の禁止 ○身分を証する書類の提出等	○身分を証する書類の提出等	○固別サービス計画の作成 ○提供拒否の禁止 ○生活支援員の清潔の保持、健康状態の管理 ○事故発生時の対応 ○同居家族に対するサービス提供の禁止 ○身分を証する書類の提出等	6	

訪問サービスに係る人員基準の補足

【生活支援員】

【基準緩和型訪問サービスの利用者に対し、必要数を配置】

- ※ 必要数は指定事業者において判断し、事業を運営するに当たって適正な配置を行うこととする。
- ※ 基準緩和型訪問サービスの運営は、訪問介護または介護予防相当訪問サービスと一体的に運営することが前提となる。従つて、訪問介護員等+生活支援員等+生活支援員を兼務しても差し支えない。

【訪問事業責任者】

【訪問事業責任者は必要数を配置(生活支援員が訪問事業責任者となることとする。)】

- ※ 必要数は指定事業者において判断し、事業を運営するに当たって適正な配置を行うこととする。
- ※ 基準緩和型訪問サービスの運営は、訪問介護または介護予防相当訪問サービスと一体的に運営することが前提となる。従つて、訪問介護員等+生活支援員等+生活支援員を兼務しても差し支えない。

【配置例】

利用者:①訪問介護利用者20人、②介護予防相当訪問サービス利用者⇒20人、③基準緩和型訪問型サービス利用者⇒20人の場合の配置例

- サービス提供責任者⇒1人以上(①及び②に対しての配置)
- 訪問事業責任者⇒必要数(③に対しての配置)
- 訪問介護員等 常勤換算2.5人以上(①及び②に対しての配置)
- 生活支援員 必要数(訪問介護員等が兼務可能)

訪問サービスのサービス単価及び利用回数等について

区分	介護予防相当訪問サービス (現行相当サービス)	基準緩和型訪問サービス (指定事業者)	基準緩和型訪問サービス (委託事業者)
利用回数	介護予防アマネジメントに基づく	週1回とする。	週1回とする。
提供時間	介護予防アマネジメントに基づく	1回につき45分～1時間とする。	1回につき45分～1時間とする。
サービス単価	週1回：1,168単位／月 週2回：2,335単位／月 週3回以上：3,704単位／月	9,000円／月 ※ 日割り請求有	7,000円／回 ※ 日割り請求有
加算	従前の介護予防訪問介護と同様の加算体系	加算無し	加算無し
利用者負担	サービス費の1割 ※一定以上の所得がある場合2割	サービス費の1割 ※一定以上の所得がある場合2割	サービス費の1割 ※一定以上の所得がある場合2割
サービスコード	A1 みなし指定事業者 A2 平成27年4月1日以降の指定事業者	A3	—
請求方法	国保連合会へ請求	国保連合会へ請求	市へ直接請求
ケアマネジメント類型	ケアマネジメントA	ケアマネジメントB	ケアマネジメントB
限度額管理	○	○	対象外
高額介護サービス	○	○	対象外
生活保護の介護扶助	○	○	○

基準緩和型通所サービスの基本事項

【概要】

市が指定する介護事業者及び市が委託するスポーツジムを運営する民間事業者等が提供する介護予防相当通所サービスと比べ基準を緩和したサービス。サービス提供内容や人員基準等を緩和するもの。

【事業の基本方針】

○指定事業者によるもの

利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、他の利用者、地域の住民等と相互支援の関係を築くとともに、利用者の有する能力が生かされる場を設け、必要な日常生活上の支援を行うことにより、利用者の社会参加の促進及び生活機能の維持又は向上を目指すもの。

○委託事業者によるもの

運動等に特化した身体機能向上のためのサービスを提供することにより、要介護状態等となることの予防、要支援状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活を営み、より活動的な生活が実現できるよう支援することを目的とする。

【利用対象者】

① 基本チェックリストに該当した第1号被保険者（事業対象者） ② 要支援1・2の認定者

※ 介護予防ケアマネジメントに基づく

通所サービスのサービス内容等

区分	介護予防相当通所サービス (現行相当サービス)	基準緩和型通所サービス (指定事業者)	基準緩和型通所サービス (委託事業者)
提供者	指定事業者	通所介護又は介護予防 相当通所サービスの指定を 受けている指定事業者	委託事業者 (スポーツジム・民間事業者 NPO法人等)
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○従来の通所介護と同様のサービス、 身体的機能や生活機能向上のための 機能訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ○入浴、排泄、食事等の介助を行わないサー ビス ○利用者の日常生活(利用者の有する能力 に応じた調理、洗濯、掃除等の業務の補助行 為)やレクリエーション、行事を通じて生活機 能の向上を図るもの 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業所の空き時間等を活用した、運 動等、身体機能の向上に特化した自立 支援サービス
目的		<ul style="list-style-type: none"> ○送迎をする 	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者が本人が目的意識を持ったうえで、生 活機能向上のための支援を行う。 ○近所は一人で外出でき、地域の人と交流し たり活動に参加できる。 ○「仲間づくり」、「生きがい」、「出番づくり」、 「役割づくり」など目的意識を持つ人や地 域とのつながりを深める。
状態像		<ul style="list-style-type: none"> ○自宅内ではどうにか自力で動けAD もほぼ自立しているが外出時は介助 を要する者 ○身体機能の低下があり機能訓練や 生活改善等主に専門職の支援が必要 な者 ○意欲低下(うつ等)があり閉じこもり の生活で人ととの交流がない者 	<ul style="list-style-type: none"> ○身体的にはほぼ自立し、近所程度は 一人で外出ができる身体能力を保有し ておりさらに運動を行うことで自分で 出来ることの数を増やしたいという意欲 が伺える者

指定事業者による基準緩和型通所サービスにおけるサービス提供の考え方等

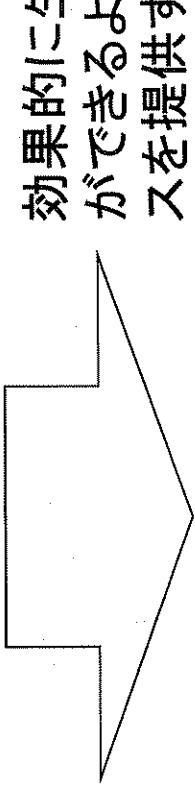
- 基準緩和型通所サービス(指定)を利用する者の状態像(再掲)
身体的にはほぼ自立し、近所程度は一人で外出ができる身体能力はあるが、気力低下(うつ等)で同じこもりの生活をしている者

○状態像を踏まえた、サービス提供の考え方・留意点

委託事業者による基準緩和型通所サービスにおけるサービス提供の考え方等

○基準緩和型通所サービス(委託)を利用する者の状態像(再掲)

身体的にはほぼ自立し、近所程度は一人で外出ができます。自分の範囲を広げたいという意欲が伺える者らに運動を行うこと



○状態像を踏まえた、サービス提供の考え方・留意点

○現状の身体能力を適切に把握し、その有する能力を最大限引き出せるようなプログラムによるサービスを提供する。

○生活の目標をはっきりさせ、一人で外出する自信が持てるよう身体的・心理的な支援を行う。

○利用者自身の自発性を高め、仲間づくりや生きがいを見つけられるよう支援する。
○利用者たちは準備や片付けなどを行う等、自発的な動きができるよう支援する。

○目的的意識を持った運動に積極的に参加できるよう支援する。
○利用者同士が配慮や援助ができるよう支援する。

通所サービスに係る基準等

区分	介護予防相当通所サービス（現行相当通所サービス）		基準緩和型通所サービス（指定事業者）		基準緩和型通所事業（委託事業者）						
	区分	資格要件	配置要件	区分	資格要件	配置要件					
管理員	なし※2	常勤・専従以上※4	管理者なし※1	常勤・専従1以上※2	管理者なし	常勤・専従1以上※1・2					
生活相談員	社会福祉士、社会福祉士等	専従1以上	介護職員	なし	運動従事者	PT、健康運動指導士、健康運動実践指導者及び民間資格保有者等（いずれも3年以上の運動指導の経験要）					
看護職員	看護師または准看護師	専従1以上※4	看護職員	なし	運動補助者	専従1人以上					
介護職員	なし※3	専従1以上～利用者1人につき専従0.2以上	介護職員	必ずしも基準緩和型通所サービス従業者（介護職員）ではなくても良い。 ※2 支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能	運動従事者	PT、健康運動指導士、健康運動実践指導者及び民間資格保有者等（いずれも3年以上の運動指導の経験要）					
機能訓練指導員	理学療法士、作業療法士、柔道整復師等	1人以上	機能訓練指導員	なし	運動補助者	利用者数11～20人まで、専従1人以上					
※1 従前の介護予防通所介護と同様の要件とする。 ※2 必ずしも介護予防相当通所サービス従業者（生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員）でなくてても良い。 ※3 日常生活訓練及びリクリエーションについては、介護職員でも可。 ※4 支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能		※1 必ずしも基準緩和型通所サービス従業者（運動従事者、運動補助者）でなくても良い。 ※2 支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能		※1 必ずしも基準緩和型通所サービス従業者（運動従事者、運動補助者）でなくても良い。 ※2 支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能		※1 必ずしも基準緩和型通所サービス従業者（運動従事者、運動補助者）でなくても良い。 ※2 支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能					
人員基準	從前の介護予防通所介護と同様の基準			設備基準	・指定基準緩和型通所サービスに必要な広さを有した食堂及び機能訓練室（基準緩和型通所サービスの定員×3m以上） ・消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定基準緩和型通所サービスの提供に必要なその他設備及び備品						
運営基準	從前の介護予防通所介護と同様の基準				・個別サービス計画の作成 ○提供拒否の禁止 ○従業者の清潔の保持、健康状態の管理 ○秘密保持等 ○事故発生時、緊急時等の確認、 ○受給資格等の確認、 ○地域包括支援センターとの連携等						

通所サービスに係る人員基準の補足

【人員基準】

○介護職員

介護職員は1人以上必要数を配置。

※ 必要数は指定事業者において判断し、事業を運営するに当たつて適正な配置を行うこととする。

※ 基準緩和型通所サービスの「介護職員」は、業務に支障がなければ通所介護または介護予防相当所サービスの「介護職員」を兼任しても差し支えない。

【配置例】

利用者：①通所介護利用者20人、②介護予防相当通所サービス利用者⇒20人、③基準緩和型通所サービス利用者⇒20人の場合の配置例

- ①と②に係る介護職員：専従6人以上
- ③に係る介護職員：1人以上必要数

通所サービスのサービス単価及び利用回数等について

区分	介護予防相当通所サービス (現行相当サービス)	基準緩和型通所サービス (指定事業者)	基準緩和型通所サービス (委託事業者)
利用回数	要支援1・事業対象者一週間2回を目標とする。	週1回とする。	週1回とする。
提供時間	ケアマネジメントに基づく ※但し最低3時間以上サービスの提供を行うこととする。	ケアマネジメントに基づく ※送迎時間は含まない。	1回につき概ね3時間程度 ※送迎時間は含まない。
サービス単価	要支援1・事業対象者→16,470円／月 要支援2→33,770円／月	12,000円／月 ※日割り請求有	2,640円／回
加算	従前の介護予防通所介護と同様の加算体系	加算無し	加算無し
利用者負担	サービス費の1割 ※一定以上の所得がある場合2割	サービス費の1割 ※一定以上の所得がある場合2割	サービス費の割 ※一定以上の所得がある場合2割
サービスコード	A5 みなし指定事業者 A6 平成27年4月1日以後の指定事業者	A7	—
請求方法	国保連合会へ請求	国保連合会へ請求	市へ直接請求
ケアマネジメント	ケアマネジメントA	ケアマネジメントB	ケアマネジメントB
限度額管理	○	○	○
高額介護サービス	○	○	○
生活保護の介護扶助	○	○	○

福山市介護予防・生活支援サービス事業 基準緩和型訪問サービス受託事業者募集要領

本要領は、福山市介護予防・生活支援サービス事業 基準緩和型訪問サービスの受託事業者の募集・事業所台帳の登録に関して、必要な事項を定めるものとする。

1 応募資格

当該事業を円滑かつ適正に実施できる法人等で、次の要件を満たすものとする。

- (1) 市内において、指定居宅サービス事業、指定介護予防サービス事業、指定第1号事業、その他の介護予防に資する介護保険事業又は高齢者を対象に介護予防に資する健康の保持・増進を目的とした事業の実績を応募法人内において3年以上有すること。
- (2) 介護保険法その他関係法令等の基準を満たすこと。
- (3) 事業開始決定後、速やかに事業着手ができること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 法人税、消費税及び地方消費税、県税、市税の滞納がないこと。

2 応募方法

(1) 応募書類

次の書類を揃えて提出すること。

また、各様式は、市高齢者支援課ホームページより、応募者においてダウンロードすること。

- ・福山市介護予防・生活支援サービス事業 基準緩和型訪問サービス応募申請書
(様式1号)
- ・福山市介護予防・生活支援サービス事業 基準緩和型訪問サービス実施企画書
(様式2号)
- ・誓約書(様式3号)
- ・納税証明書(その3の3「法人税」と「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないこと用)
- ・納税証明書(広島県の県税及び地方法人特別税について、滞納がない旨の納税証明書)
- ・市税の完納証明書

(2) 応募期間

2016年(平成28年)3月2日(水)から3月15日(火)まで

8時30分から17時15分まで(但し、土曜日、日曜日、祝日は除く)

※応募書類等の様式は、3月1日(火)に市ホームページへ掲載予定としております。

(3) 応募先

事前に連絡したうえで、応募書類を高齢者支援課に直接持参すること。

(4) 留意事項

- ア 必要に応じて、応募者に対して説明を求めことがあります。
- イ 応募書類の作成及び提出に要する費用は、応募者の負担とする。
- ウ 応募期間に必要書類がそろわなかつた場合は、応募書類を受理しません。
- エ 受理した応募書類は、返却しません。また、受理した応募書類の変更は認めません。

- オ 提出された応募書類は、福山市情報公開条例（平成15年6月30日条例第38号）の規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開することができるものとする。
- カ 応募を取り下げる場合は、取下書（任意様式）を提出すること。

3 質問及び回答

応募に関する質問があるときは、2016年（平成28年）3月1日（火）から2016年（平成28年）3月4日（金）までに質問用紙を福山市保健福祉局長寿社会応援部高齢者支援課にFAXで提出すること。（質問用紙は3月1日（火）に市高齢者支援課ホームページに掲載します。）

回答は、2016年（平成28年）3月9日（水）から市高齢者支援課ホームページに掲載する。

4 事業所台帳への登載

応募書類に基づき応募資格を満たしているかを審査するとともに、市長が円滑かつ適正に事業運営を行えると判断した事業所を事業所台帳へ登載します。

5 事業所台帳登載の通知

応募者全員に3月中旬を目途に文書で通知します。（事業所台帳へ登載しない場合は、その理由を付して通知します。）

6 応募の無効

応募者が次のいずれかに該当する場合は、当該応募を直ちに無効とします。

- (1) 上記1の応募資格に該当しないと認められるとき。
- (2) 応募書類に虚偽の内容を記載したとき。
- (3) 応募者又はその関係者が公正かつ公平な審査を直接又は間接に妨げたとき。
- (4) その他応募に係り不正の行為が認められるとき。

7 留意点

- (1) 応募状況により、区域の変更・追加をお願いすることがあります。
- (2) 各種様式等は台帳登載後に別途説明会で提示します。
- (3) 事業の委託契約締結後であっても、本要領に定める応募資格を満たさなくなった場合、応募内容と実際面で重大な乖離があった場合、また、仕様書に基づく事業実施が行なわれてない場合は事業所台帳から削除するとともに委託契約を解除します。

問い合わせ先

〒720-8501 福山市東桜町3番5号

福山市保健福祉局長寿社会応援部高齢者支援課 担当者：山崎

電話（084）928-1189

FAX（084）928-7811

メールアドレス kourousha-shien@city.fukuyama.hiroshima.jp

福山市介護予防・生活支援サービス事業 基準緩和型訪問サービス実施要綱

(事業の目的)

第1条 福山市介護予防・生活支援サービス事業 基準緩和型訪問サービス（以下「事業」という。）は、要支援者及び介護保険法施行規則第140条の62の4第2項に該当する者（以下「事業対象者」という。）等に対して、家事援助等の自立支援のための生活支援サービスを提供することにより、要介護状態等となることの予防、要支援状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

(対象者)

第2条 事業の対象者は、要支援者、事業対象者及び要支援者のうち、64歳以下の介護保険の被保険者でない要保護者（H番号の者）とする。なお、事業実施にあたっては、地域包括支援センターが、当該要支援者及び事業対象者の意思を最大限に尊重しつつ、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、適切なケアマネジメントに基づき、決定することとする。

(事業の内容)

第3条 事業の内容は、次に掲げるもののうち適切なケアマネジメントに基づき必要と認められたものとする。

- (1) サービス提供の準備及び実施記録に関すること
 - ア 健康チェック
 - イ 環境整備（換気、室温、日当たりの調整等）
 - ウ 相談援助、情報収集・提供
 - エ サービス提供後の記録等
- (2) 生活援助に関すること。
 - ア 対象者の生活範囲内の清掃・整理整頓（居室内、トイレ、卓上の清掃等）
 - イ ゴミ出し
 - ウ 洗濯（洗濯、物干し、取り入れ、収納、アイロン掛け等）
 - エ ベッドメイク（利用者不在でのシーツ交換、布団カバーの交換等）
 - オ 衣類の整理（夏・冬服の入れ替え等）
 - カ 被服の修理（ボタン付け、破れの補修等）
 - キ 一般的な調理・配下膳
 - ク 日用品の買物
 - ケ 薬の受け取り
 - コ その他市長が認めるもの

(事業の委託)

第4条 市長は、事業の実施にあたり事業が円滑かつ適正に運営できると判断した市内に事業所を有する社会福祉法人、民間事業者等（以下「受託機関」という。）に委託できるものとする。

(受託機関)

第5条 市長は、予め受託機関の募集を行うとともに、応募のあった事業所のなかから円滑かつ適正な事業実施ができる事業所を受託機関として「福山市介護予防・生活支援サービス事業 基準緩和型訪問サービス事業所台帳」へ登載するものとする。

2 市長は、事業の実施にあたり、「福山市介護予防・生活支援サービス事業 基準緩和型訪問サービス事業所台帳」へ登載された事業所へ委託するものとする。

(変更の届出)

第6条 受託機関は、次に掲げる事項に変更があったときは、様式第1号により届出を行うこととする。

- (1) 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称及び所在地

(2) 受託機関の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

(3) 事業所の管理者及び訪問事業責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴

(実施回数及び時間)

第7条 事業の実施回数及び時間は、原則週1回とし、1回に係る時間は45分から1時間とする。

(事業に要する費用の額)

第8条 事業に要する費用の額（以下「事業費」という。）は、1月あたり7,000円とする。

2 前項の規定に関わらず、要介護から要支援に変更となった場合、要支援から要介護になった場合、同一保険者管内での転居により事業所を変更した場合については、日割り計算によるものとする。

(利用者負担額)

第9条 この事業の利用者負担額は、事業費の100分の90に相当する額とする。

2 前項の規定に関わらず、一定以上の所得を有する要支援者及び事業対象者が事業を利用したときの利用者負担額は、介護保険法第59条の2及び介護保険法施行令第29条の2の規定の例により、前条に規定する事業費の額の100分の80に相当する額とする。

(受託機関の責務)

第10条 受託機関は、この事業を円滑かつ適正に実施するため、必要な従業者を配置しなければならない。

2 受託機関は、正当な理由なく事業の提供を拒んではならない。

3 受託機関は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、事業の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した計画を作成するものとする。

4 受託機関は、生活支援員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならぬ。

5 受託機関は、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

6 受託機関は、事故発生時の対応を含めた安全管理体制を整備しなければならない。

7 事業実施中に発生した事故等については、速やかに市へ報告するとともに受託機関が責任をもって対処しなければならない。

8 受託機関は、事業の主旨に則り事業運営を行い、利用者が住み慣れた地域の中で、自助努力に基づき生活できるよう、最大限の支援をしなければならない。

9 受託機関は、利用者に対し適切な事業を提供できるよう、事業所ごとに、生活支援員の勤務の体制を定めておかなければならぬ。

10 受託機関は、地域包括支援センター又はその担当職員に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

11 受託機関は、事業の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格並びに要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間又は施行規則第140条の62の4第2号の厚生労働大臣が定める基準に該当する第1号被保険者か否かを確かめるものとする。

12 受託機関は、生活支援員に、その同居の家族である利用者に対する事業の提供をさせてはならない。

(利用者の責務)

第11条 利用者は、この事業の目的に沿った利用に努めるとともに、生活支援員の業務の遂行に協力しなければならない。

2 市長は、利用者が前項の規定に違反していると認めるときは、利用者に対して必要な是正措置を講じるよう求めることができる。また、その是正措置が講じられないときは、当該利用者に対する生活支援員の派遣を停止することができる。

(個人情報の保護)

第12条 受託機関は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(再委託の禁止)

第13条 受託機関は、外部に事業の再委託を行うことはできないものとする。

(関係機関との連携)

第14条 市長、地域包括支援センター及び受託機関は、互いに連携を図るなかで、事業の効果的な実施を図るものとする。

また、必要に応じて、かかりつけ医師及びその他関係機関と連携を図るものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関する必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、2016年（平成28年）4月1日から施行する。

福山市介護予防・生活支援サービス事業 基準緩和型訪問サービス業務仕様書

本仕様書は、「福山市介護予防・生活支援サービス事業 基準緩和型訪問サービス実施要綱」(以下「要綱」という。) 第15条に基づき、事業の円滑かつ適正な実施に必要な事項を定めるものとする。

1 対象者の状態像

- (1) 入浴、排せつ、食事など日常生活を営む上で必要な動作はできるが、買物、調理、洗濯などの動作に伴い、何らかの援助が必要な者
- (2) 生活援助が居宅において行われることで、自立した生活が営める者

2 業務内容

(1) 事業の内容

利用者の居宅に生活支援員を派遣し、次に掲げるもののうち必要なサービスを提供する。

ア サービス提供の準備及び実施記録に関すること

- (ア) 健康チェック
- (イ) 環境整備（換気、室温、日当たりの調整等）
- (ウ) 相談援助、情報収集・提供
- (エ) サービス提供後の記録等

イ 生活援助に関すること。

(ア) 対象者の生活範囲内の清掃・整理整頓（居室、トイレ、卓上の清掃等）

(イ) ゴミ出し

(ウ) 洗濯（洗濯、物干し、取り入れ、収納、アイロン掛け等）

(エ) ベッドメイク（利用者不在でのシーツ交換、布団カバーの交換等）

(オ) 衣類の整理（夏・冬服の入れ替え等）

(カ) 被服の修理（ボタン付け、破れの補修等）

(キ) 一般的な調理・配下膳

(ク) 日用品の買物

(ケ) 薬の受け取り

(コ) その他市長が認めるもの

(2) 利用調整

地域包括支援センター等から利用者を受付し、必要に応じサービス担当者会議を行った後に、随時開始するものとする。利用者への開始日等についての案内は、受注者が地域包括支援センター等に連絡したうえで、利用者に連絡するものとする。

その際、サービス利用までの間の利用者の状態について地域包括支援センターが適宜状況を把握し、迅速なサービス利用が必要な場合、適当なサービス利用につな

げるものとする。

(3) 事前アセスメントと個別サービス計画の作成

事業実施前に地域包括支援センターが作成した利用者基本情報、介護予防サービス支援・計画書、アセスメントシート等をもとに、利用者のアセスメントを行い、利用者の生活機能の状況等について評価・把握をしたうえで、利用者の生活機能向上及び介護予防に資する支援内容に関する個別サービス計画を作成する。

(4) サービスの提供

- ア 地域包括支援センターから提出される介護予防サービス・支援計画書に基づき、その目的を達成するため、生活支援員を利用者の居宅へ派遣し必要なサービスを提供する。
- イ サービスを提供した際には、その確認のため、生活支援員訪問記録簿兼サービス実施報告書（様式1）に利用者から押印を受けること。
- ウ 利用者が介護予防サービス・支援計画書の変更を希望する場合は、地域包括支援センターへの連絡その他の必要な援助を行うこと。

(5) 実施報告

サービスの提供後、翌月10日までに、生活支援サービス事業実績報告書（様式2）を作成し、生活支援員訪問記録簿兼サービス実施報告書と合わせて市長に提出すること。

また、地域包括支援センターに対し、生活支援員訪問記録簿兼サービス実施報告書の写しを提出すること。

3 委託業務の人員基準等

(1) 受注者は当該事業を行うにあたり事業所ごとに、次に掲げる資格を有する事業従事者を配置しなければならない。

ア 管理者者（資格要件なし）：常勤、専従1以上

ただし、必ずしも当該事業従事者でなくても良いこととする。また、支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能とする。

イ 生活支援員（介護福祉士、看護師、准看護師、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者、介護職員基礎研修修了者、実務者研修修了者及び一定の研修修了者等）：1人以上必要数

ウ 訪問事業責任者（介護福祉士、看護師、准看護師、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者、介護職員基礎研修修了者、実務者研修修了者及び一定の研修修了者等）：1人以上必要数

4 設備に関する基準

事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、事業の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

5 実施回数及びサービス提供時間

生活支援員の派遣は原則 1 週間に 1 回とし、1 回に係る時間は 45 分から 1 時間とする。

6 生活支援員の義務

- (1) 生活支援員は、定められた時間は、その職務に専念しなければならない。
- (2) 生活支援員は、身分を証する書類を携行し、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示するものとする。

7 書類の整備

受託事業者は、事業を遂行するにあたり、必要な書類を整備し、委託事業の終了後 5 年間保存するものとする。

8 その他（留意点）

- (1) アセスメント結果等の個人情報に関する取扱いについて十分に配慮し、利用者への説明、同意を得るものとする。
- (2) その他不明な点については、発注者と協議を行うものとする。

福山市介護予防・生活支援サービス事業 基準緩和型通所サービス受託事業者募集要領

本要領は、福山市介護予防・生活支援サービス事業 基準緩和型通所サービスの受託事業者の募集・事業所台帳の登録に関して、必要な事項を定めるものとする。

1 応募資格

当該事業を円滑かつ適正に実施できる法人等で、次の要件を満たすものとする。

- (1) 市内において、スポーツジムを運営する法人、民間の営利法人または特定非営利活動法人等であって、介護予防に資する介護保険事業又は高齢者を対象に介護予防に資する健康の保持・増進を目的とした事業の実績を応募法人内において3年以上有すること。
- (2) 介護保険法その他関係法令等の基準を満たすこと。
- (3) 事業開始決定後、速やかに事業着手ができること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 法人税、消費税及び地方消費税、県税、市税の滞納がないこと。

2 応募方法

(1) 応募書類

次の書類を揃えて提出すること。

また、各様式は、市高齢者支援課ホームページより、応募者においてダウンロードすること。

- ・福山市介護予防・生活支援サービス事業 基準緩和型通所サービス応募申請書
(様式1号)
- ・福山市介護予防・生活支援サービス事業 基準緩和型通所サービス実施企画書
(様式2号)
- ・誓約書(様式3号)
- ・納税証明書(その3の3「法人税」と「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないこと用)
- ・納税証明書(広島県の県税及び地方法人特別税について、滞納がない旨の納税証明書)
- ・市税の完納証明書
- ・実施会場の図面
- ・安全管理マニュアル

(2) 応募期間

2016年(平成28年)3月2日(水)から3月15日(火)まで

8時30分から17時15分まで(但し、土曜日、日曜日、祝日は除く)

※応募書類等の様式は、3月1日(火)に市ホームページへ掲載予定としております。

(3) 応募先

事前に連絡したうえで、応募書類を高齢者支援課に直接持参すること。

(4) 留意事項

ア 必要に応じて、応募者に対して説明を求めることがあります。

イ 応募書類の作成及び提出に要する費用は、応募者の負担とする。

- ウ 応募期間に必要書類がそろわなかった場合は、応募書類を受理しません。
- エ 受理した応募書類は、返却しません。また、受理した応募書類の変更は認めません。
- オ 提出された応募書類は、福山市情報公開条例（平成15年6月30日条例第38号）の規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開することができるものとする。
- カ 応募を取り下げる場合は、取下書（任意様式）を提出すること。

3 質問及び回答

応募に関する質問があるときは、2016年（平成28年）3月1日（火）から2016年（平成28年）3月4日（金）までに質問用紙を福山市保健福祉局長寿社会応援部高齢者支援課にFAXで提出すること。（質問用紙は3月1日（火）に市ホームページに掲載します。）

回答は、2016年（平成28年）3月9日（水）から市高齢者支援課ホームページに掲載する。

4 事業所台帳への登載

応募書類に基づき応募資格を満たしているかを審査するとともに、市長が円滑かつ適正に事業運営を行えると判断した事業所を事業所台帳へ登載します。

5 事業所台帳登載の通知

応募者全員に3月中旬を目途に文書で通知します。（事業所台帳へ登載しない場合は、その理由を付して通知します。）

6 応募の無効

応募者が次のいずれかに該当する場合は、当該応募を直ちに無効とします。

- (1) 上記1の応募資格に該当しないと認められるとき。
- (2) 応募書類に虚偽の内容を記載したとき。
- (3) 応募者又はその関係者が公正かつ公平な審査を直接又は間接に妨げたとき。
- (4) その他応募に係り不正の行為が認められるとき。

7 留意点

- (1) 応募状況により、区域の変更・追加をお願いすることがあります。
- (2) 各種様式等は台帳登載後に別途説明会で提示します。
- (3) 事業の委託契約締結後であっても、本要領に定める応募資格を満たさなくなった場合、応募内容と実際面で重大な乖離があった場合、また、仕様書に基づく事業実施が行なわれない場合は事業所台帳から削除するとともに委託契約を解除します。

問い合わせ先

〒720-8501 福山市東桜町3番5号

福山市保健福祉局長寿社会応援部高齢者支援課 担当者：山崎

電話 (084) 928-1189 FAX (084) 928-7811

メールアドレス koureisha-shien@city.fukuyama.hiroshima.jp

福山市介護予防・生活支援サービス事業 基準緩和型通所サービス実施要綱

(事業の目的)

第1条 福山市介護予防・生活支援サービス事業 基準緩和型通所サービス（以下「事業」という。）は、要支援者及び介護保険法施行規則第140条の62の4第2項に該当する者（以下「事業対象者」という。）に対して、運動等、身体機能の維持又は向上及び介護予防に資すると考えられる各種サービスを提供することにより、要介護状態等となること及び閉じこもりの予防、要支援状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

(対象者)

第2条 事業の対象者は、要支援者、事業対象者及び要支援者のうち、64歳以下の介護保険の被保険者でない要保護者（H番号の者）とする。なお、事業実施にあたっては、地域包括支援センターが、当該要支援者及び事業対象者の意思を最大限に尊重しつつ、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、適切なケアマネジメントに基づき、決定することとする。

(事業の内容)

第3条 事業の内容は、次に掲げるもののうち適切なケアマネジメントに基づき必要と認められたものとする。

- (1) バイタルチェック
- (2) 準備運動
- (3) 筋力運動、バランス運動、体操等
- (4) 整理運動
- (5) 送迎

(事業の委託)

第4条 市長は、事業の実施にあたり事業が円滑かつ適正に運営できると判断した市内に事業所を有するスポーツジムを運営する法人、民間事業者等（以下「受託機関」という。）に委託できるものとする。

(受託機関)

第5条 市長は、予め受託機関の募集を行うとともに、応募のあった事業所のなかから円滑かつ適正な事業実施ができる事業所を受託機関として「福山市介護予防・生活支援サービス事業 基準緩和型通所サービス事業所台帳」へ登載するものとする。

2 市長は、事業の実施にあたり、「福山市介護予防・生活支援サービス事業 基準緩和型通所サービス事業所台帳」へ登載された事業所へ委託するものとする。

(変更の届出)

第6条 受託機関は、次に掲げる事項に変更があったときは様式第一号により届出を行うこととする。

- (1) 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該申請に係る事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。）の名称及び所在地
- (2) 受託機関の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- (3) 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該申請に係る事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。）の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要
- (4) 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴

(実施回数及び時間)

第7条 事業の実施回数及び時間は、原則週1回とし、1回に係る時間は概ね3時間程度とする。

(事業に要する費用の額)

第8条 事業に要する費用の額（以下「事業費」という。）は、1回あたり2,640円とする。

(利用者負担額)

- 第9条 この事業の利用者負担額は、事業費の100分の90に相当する額とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、一定以上の所得を有する要支援者及び事業対象者が事業を利用したときの利用者負担額は、介護保険法第59条の2及び介護保険法施行令第29条の2の規定の例により、前条に規定する事業費の額の100分の80に相当する額とする。

(受託機関の責務)

- 第10条 受託機関は、この事業を円滑かつ適正に実施するため、必要な従事者を配置しなければならない。
- 2 受託機関は、正当な理由なく事業の提供を拒んではならない。
- 3 受託機関は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、事業の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した計画を作成するものとする。
- 4 受託機関は、事業を実施するために必要なスペースを確保しなければならない。
- 5 受託機関は、従事者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。
- 6 受託機関は、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。
- 7 受託機関は、事故発生時の対応を含めた安全管理体制を整備しなければならない。
- 8 事業実施中に発生した事故等については、速やかに市へ報告するとともに受託機関が責任をもって対処しなければならない。
- 9 受託機関は、事業の主旨に則り事業運営を行い、利用者が住み慣れた地域の中で、自助努力に基づき生活できるよう、最大限の支援をしなければならない。
- 10 受託機関は、地域包括支援センター又はその担当職員に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
- 11 受託機関は、事業の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格並びに要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間又は施行規則第140条の62の4第2号の厚生労働大臣が定める基準に該当する第1号被保険者か否かを確かめるものとする。
- 12 受託機関は、利用者に対し適切な事業を提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならぬ。

(利用者の責務)

- 第11条 利用者は、予め決定された利用日に利用できないときは、速やかに受託機関に連絡しなければならない。
- 2 利用者は、設定した目標を達成するために、最大限の自助努力を行わなければならない。

(個人情報の保護)

- 第12条 受託機関は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(再委託の禁止)

- 第13条 受託機関は、外部に事業の再委託を行うことはできないものとする。ただし、送迎については、送迎業務の再委託に関する届出書を市長に提出のうえ、行うことができるものとする。

(関係機関との連携)

- 第14条 市長、地域包括支援センター及び受託機関は、互いに連携を図るなかで、事業の効果的な実施を図るものとする。
- また、必要に応じて、かかりつけ医師及びその他関係機関と連携を図るものとする。

(その他)

- 第15条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、2016年（平成28年）4月1日から施行する。

福山市介護予防・生活支援サービス事業 基準緩和型通所サービス仕様書

本仕様書は、「福山市介護予防・生活支援サービス事業 基準緩和型通所サービス実施要綱」(以下「要綱」という。) 第15条の規定に基づき、事業の円滑かつ適正な実施に必要な事項を定めるものとする。

1 対象者の状態像

- (1) 入浴、排せつ、食事など日常生活を営む上で必要な動作はできるが、買物、調理、洗濯などの動作に伴い、何らかの援助が必要な者
- (2) 運動を行うことにより自分で出来る行為を増やしたいという意欲が伺える者
- (3) 体力づくりや社会参加に向けた活動の実践が必要な者

2 業務内容

要綱に基づき、身体機能の維持、向上を図る観点から器具等を用いた運動を行う事業を、通所形態により行うものとする。

(1) 利用調整

地域包括支援センター等から利用者を受付し、必要に応じサービス担当者会議を行った後に、随時開始するものとする。利用者への開始日等についての案内は、受注者が地域包括支援センター等に連絡したうえで、利用者に連絡するものとする。

その際、サービス利用までの間の利用者の状態について地域包括支援センターが適宜状況を把握し、迅速なサービス利用が必要な場合、適切なサービス利用につなげるものとする。

(2) 事業内容

ア 初回アセスメント

地域包括支援センターが作成した利用者基本情報、介護予防サービス支援・計画書、アセスメントシート等をもとに、利用者のアセスメントを行うとともに、利用者の身体機能の状況等について体力テスト等を行い、評価・把握をしたうえで、利用者の身体機能向上及び介護予防に資する支援内容を検討・立案する。

イ 個別サービス計画の作成

初回アセスメントの結果を踏まえて、受注者は協働して、利用者とともに介護予防サービス計画に定められた目標を達成するための具体的な目標を定めた個別サービス計画(様式3)を作成すること。その際、事業終了後に住み慣れた地域で実施されている地域活動や自助努力によって継続した運動習慣(自主的な運動)の定着に繋がるように目標設定を行うこと。

また、策定した個別サービス計画について利用者に提示し、立案した目標と利用者の希望を盛り込み、事業内容を決定する。

ウ 実施内容

- (ア) 初回アセスメントに基づき設定された目標及び事業内容を鑑み、要綱第3条に規定する事業を行うこと。
- (イ) 介護保険法の基本理念を鑑みた支援を行うこと。
- (ウ) 利用者が行うバイタルチェックに基づき、運動従事職員が事業実施の可否を判断すること。
- (エ) 利用者が継続して楽しく参加できるような工夫をすること。

エ 送迎

利用者と話し合いのうえ、利用者の状態に応じた送迎を受注者において実施すること。ただし、受注者の最終責任において効率的・効果的な事業実施のため、送迎業務を再委

託により行うことは差し支えない。

(3) 実施状況及び効果の確認

個別サービス計画に基づくサービス提供の開始時から、少なくとも6月に1回は、当該計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した地域包括支援センターに報告するとともに、当該個別サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該個別サービス計画に係るサービス実施の成果と目標達成状況の確認、残されている課題を明確にするとともに、引き続き支援が必要な場合は、支援の方向性を検討するものとする。

(4) 実施報告及び委託料の請求

サービスの提供後、翌月10日までに、実績報告書（様式2）を作成し市長に提出するものとする。

3 委託業務の人員基準

(1) 受注者は当該事業を行うにあたり事業所ごとに、次に掲げる資格を有する事業従事者を配置しなければならない。

ア 管理者（資格要件なし）：常勤、専従1以上

ただし、必ずしも当該事業従事者でなくても良いこととする。また、支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能とする。

イ 運動従事職員（3年以上、高齢者に対する運動指導の経験を有する理学療法士、健康運動指導士、健康運動実践指導者及び民間資格等を保有する者）：専従1以上

ウ 運動補助者（資格要件なし）：専従1以上

ただし、利用者が11人～20人までのときは専従2以上、21人～30人のときは専従3人以上の配置をすることとし、以後、利用者が10人増えるごとに専従1以上の補助者を追加することとする。

4 設備に関する基準

事業を行うことができる場所は、受託機関が有する事業所施設内とし、事業に必要な広さを有したスペースを設けるほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに事業の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えること。

5 安全管理体制の整備及び事故等に関する対応等

(1) 送迎を含めた事故発生を未然に防止するため安全管理マニュアルを整備すること。

(2) 利用者個人のリスクを従事者が把握すること。

(3) 事業実施中に利用者に緊急を要する事態及び事故が発生した場合は、受注者の責任において適正に対処し、速やかに利用者の家族及び高齢者支援課、担当の地域包括支援センターに報告すること。

(4) 事業実施中に利用者に緊急を要する事態が発生した場合に備え、傷害保険への加入等を含めた必要な体制を整えておくこと。補償額・補償内容等は受注者の判断とする。

6 書類の整備及び保存年限

受注者は事業を遂行するにあたり、必要な書類を整備し、委託事業の終了後5年間保存するものとする。

(1) 発注者及び地域包括支援センターへの報告書類等

(2) 業務日誌

(3) 会計簿

7 その他（留意点）

- (1) 事業は独立して実施するものとし、事業実施する場合において、同一敷地、建物で実施されている他の事業と明確に区別し、本事業、他の事業相互に支障のないようにするものとする。
- (2) 事業実施事業所で感染症が発生した場合等は、事業を一時的に休止する場合があるので、発生後速やかに市に連絡するものとする。
- (3) アセスメント結果等の個人情報に関する取扱いについて十分に配慮し、利用者への説明、同意を得るものとする。
- (4) その他不明な点については、発注者と協議を行うものとする。

福山市生活支援サービス事業 受託事業者募集要領

本要領は、福山市生活支援サービス事業の受託事業者の募集・事業所台帳の登録に関して、必要な事項を定めるものとする。

1 応募資格

当該事業を円滑かつ適正に実施できる法人等で、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 福山市高齢者生活支援ネットワーク事業に登録し生活援助サービスを提供する事業者であること。
- (2) 介護保険法その他関係法令等の基準を満たすこと。
- (3) 事業開始決定後、速やかに事業着手ができること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 法人税、消費税及び地方消費税、県税、市税の滞納がないこと。

2 応募方法

(1) 応募書類

次の書類を揃えて提出すること。

また、各様式は、市高齢者支援課ホームページより、応募者においてダウンロードすること。

- ・福山市生活支援サービス事業応募申請書（様式1号）
- ・福山市生活支援サービス事業実施企画書（様式2号）
- ・福山市高齢者生活支援ネットワーク事業登録決定通知（写し）
- ・誓約書（様式3号）
- ・納税証明書（その3の3「法人税」と「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないこと用）
- ・納税証明書（広島県の県税及び地方法人特別税について、滞納がない旨の納税証明書）
- ・市税の完納証明書
- ・安全管理マニュアル

(2) 応募について

ア 応募期間

(ア) 3月2日～3月15日の受付分

4月1日契約とします。

(イ) 4月1日以降の受付分

毎月20日までに受け付けたものは翌月1日での契約とします。3月16日以降に受け付けた3月分は4月1日以降受付分の扱いとします。

(3) 応募先

事前に連絡したうえで、応募書類を高齢者支援課に直接持参すること。

(4) 留意事項

ア 必要に応じて、応募者に対して説明を求めることがあります。

イ 応募書類の作成及び提出に要する費用は、応募者の負担とする。

- ウ 応募期間に必要書類がそろわなかった場合は、応募書類を受理しません。
- エ 受理した応募書類は、返却しません。また、受理した応募書類の変更は認めません。
- オ 提出された応募書類は、福山市情報公開条例（平成15年6月30日条例第38号）の規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開することができるものとする。
- カ 応募を取り下げる場合は、取下書（任意様式）を提出すること。

3 質問及び回答

応募に関する質問があるときは、2016年（平成28年）3月1日（火）から2016年（平成28年）3月4日（金）までに質問用紙を福山市保健福祉局長寿社会応援部高齢者支援課にFAXで提出すること。

回答は、2016年（平成28年）3月9日（水）から市高齢者支援課ホームページに掲載する。

4 事業所台帳への登載

応募書類に基づき応募資格を満たしているかを審査するとともに、市長が円滑かつ適正に事業運営を行えると判断した事業所を事業所台帳へ登載します。

5 説明会の開催

3月11日の事業者説明会で費用・利用者負担等の説明をいたします。また、委託予定事業者には説明会を3月17日に開催します。（事業所台帳へ登載しない場合は、その理由を付して通知します。）

6 応募の無効

応募者が次のいずれかに該当する場合は、当該応募を直ちに無効とします。

- (1) 上記1の応募資格に該当しないと認められるとき。
- (2) 応募書類に虚偽の内容を記載したとき。
- (3) 応募者又はその関係者が公正かつ公平な審査を直接又は間接に妨げたとき。
- (4) その他応募に係り不正の行為が認められるとき。

7 留意点

- (1) 応募状況により、区域の変更・追加をお願いすることがあります。
- (2) 事業運営に必要な書類は別途説明会で提示します。
- (3) 事業の委託契約締結後であっても、本要領に定める応募資格を満たさなくなった場合、応募内容と実際面で重大な乖離があった場合、また、仕様書に基づく事業実施が行なわれてない場合は事業所台帳から削除するとともに委託契約を解除します。

【問い合わせ先】

〒720-8501 福山市東桜町3番5号

福山市保健福祉局長寿社会応援部高齢者支援課 担当者：細井

電話 (084) 928-1065 FAX (084) 928-7811

メールアドレス koureisha-shien@city.fukuyama.hiroshima.jp

福山市介護予防・生活支援サービス事業 生活支援サービス事業実施要綱

(事業の目的)

第1条 福山市介護予防・日常生活支援総合事業 生活支援サービス事業（以下「事業」という。）は、要支援者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者（以下「事業対象者」という。）に対して、適宜、介護サービスの範囲を超えた家事援助等の簡易な生活支援サービスを提供することにより、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

(対象者)

第2条 事業の対象者は、事業対象者及び要支援者並びに要支援者のうち64歳以下の介護保険の被保険者でない要保護者（H番号の者）とする。なお、事業実施にあたっては、地域包括支援センターが、当該要支援認定者及び事業対象者の意思を最大限に尊重しつつ、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、適切なケアマネジメントに基づき決定することとする。

2 事業対象者とは、65歳以上の者であって、基本チェックリストを実施した結果、生活機能の低下が認められた者とする。

(事業の内容)

第3条 事業の内容は、「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」（平成12年3月17日付老計第10号厚生省老人保健福祉局福祉計画課長通知）に定める生活援助のサービス範囲を超えた対象者の居住する敷地内における生活援助サービス等で、次に掲げるもののうち適切なケアマネジメントに基づき必要と認められたものとする。

(1) 事業は、

- ア 生活範囲外区域の清掃・整理整頓（仮間、居室外など）
- イ 補修（家具・建具等の補修）
- ウ 電球交換・家具の移動
- エ 庭の草取り
- オ 代筆・代読
- カ 散歩同行
- キ 墓掃除
- ク 買物同行（徒歩による同行に限る）
- キ その他市長が認めるもの

(利用条件)

第4条 利用は対象者が一人暮らし、家族が障がいや疾病などのため、本人や家族が家事等を行うことが困難な場合に行うものとする。

(事業の委託)

第5条 市長は、事業の実施にあたり福山市高齢者生活支援ネットワーク事業（以下「ネットワーク」という。）に登録した生活援助サービスを提供する事業者のうち事業が円滑かつ適正に運営できると判断した市内に事業所を有する社会福祉法人、當利法人、NPO法人等（以下「受託機関」という。）に委託できるものとする。

2 事業の実施区域はネットワーク登録における対応エリアとする。

(受託機関)

第6条 市長は、予め受託機関の募集を行うとともに、前条の要件を満たした事業所の中から円滑かつ適正な事業実施ができる事業所を受託機関として「福山市生活支援サービス事業所台帳」へ登載するものとする。

2 市長は、事業の実施にあたり、「福山市生活支援サービス事業所台帳」へ登載された事業所へ委託するものとする。

(利用者の責務)

第7条 利用者は、予め決定された利用日に利用できないときは、速やかに受託機関に連絡しなければならない。

(実施回数及び時間)

第8条 事業の実施回数は4半期に1回とし年4回まで、1回当たりの時間は1時間とする。

(事業に要する費用の額)

第9条 事業に要する費用の額（以下「事業費」という。）は、事業実施1時間あたり1,900円とする。

(利用者負担)

第10条 この事業の利用者負担は、サービス提供の1時間当たり1,000円とする。

(受託機関の責務)

第11条 受託機関は、この事業を円滑かつ適正に実施するため、必要な職員を配置しなければならない。

- 2 受託機関はネットワークに登録するものとする。
- 3 受託機関は従事職員の清潔保持と健康の管理に努めなければならない。
- 4 受託機関は、事故発生時の対応を含めた安全管理体制を整備しなければならない。
- 5 事業実施中に発生した事故等については、速やかに市へ報告するとともに受託機関が責任をもって対処しなければならない。
- 6 受託機関は、事業の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格並びに要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間又は施行規則第140条の62の4第2号の厚生労働大臣が定める基準に該当する第1号被保険者か否かを確かめるものとする。
- 7 受託機関は生活支援員に、その同居の家族である利用者に対する事業の提供をさせてはならない。

(個人情報の保護)

第12条 受託機関は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(再委託の禁止)

第13条 受託機関は、外部に事業の再委託を行うことはできないものとする。

(関係機関との連携)

第14条 市長、地域包括支援センター及び受託機関は、互いに連携を図るなかで、事業の効果的な実施を図るものとする。

また、必要に応じて、かかりつけ医師及びその他関係機関と連携を図るものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関する必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、2016年（平成28）4月1日から施行する。

介護予防・生活支援サービス事業
生活支援サービス事業業務仕様書

1 業務の範囲及び内容

(1) 事業の内容

利用者の居宅に援助員を派遣し、次に掲げるもののうち必要なサービスを適宜、提供する。提供するサービスは、利用者の居住する敷地内における「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」（平成12年3月17日付老計第10号厚生省老人保健福祉局福祉計画課長通知）に定める生活援助のサービス範囲を超えた生活援助サービス等で次に掲げるものとする。

- ア 生活範囲外区域の清掃・整理整頓（仮間、居室外など）
- イ 補修（家具・建具等の補修）
- ウ 電球交換・家具の移動
- エ 庭の草取り
- オ 代筆・代読
- カ 散歩同行
- キ 墓掃除
- ク 買物同行（徒歩による同行に限る）
- キ その他市長が認めるもの

(2) 利用調整

地域包括支援センターによるケアマネジメントによりサービスの利用調整を行う。

(3) サービスの提供

- ア 地域包括支援センターから提出される介護予防サービス・支援計画書（以下「ケープラン」という。）に基づき、その目的を達成するため、援助員を利用者の居宅へ派遣し必要なサービスを提供する。
- イ サービスを提供した際には、その確認のため、援助員訪問記録簿兼サービス実施報告書（様式1）に利用者から押印を受けること。
- ウ 利用者がケープランの変更を希望する場合は、地域包括支援センターへ連絡し必要な援助を行うこと。
- エ 本サービスは、単独でのサービス提供の他に、介護予防相当訪問サービス、基準緩和型訪問サービス（指定・委託）、短期集中予防訪問サービス、住民主体訪問サービスと併用が可能である。
- オ サービス提供時間は、利用者の自宅においてのサービス提供時間とし、自宅までの移動時間は含まないものとする。墓地清掃は、自宅からの墓地までの移動時間を含むものとする。

(4) 実施報告

サービスの提供後、3カ月ごとに生活支援サービス事業実績報告書（様式2）を作成し、7月10日、10月10日、1月10日、3月31日までに前3カ月分の援助員訪問記録簿兼サービス実施報告書と合わせて市長に提出すること。

また、地域包括支援センターに対し、援助員訪問記録簿兼サービス実施報告書の写しを提出すること。

2 援助員の要件

援助員は、介護職員初任者研修等を受けた者又は健康で働く意欲があり、奉仕の気持ちを持ち社会参加を希望する者とし、次の要件を備えている者のうちから選考する。

- (1) 高齢者福祉に関し理解と熱意を有すること
- (2) サービスを適切に実施する能力を有すること

3 実施回数及び時間

援助員の派遣は4半期に1回とし年4回まで、1回当たりの時間は1時間とする。

4 利用者の義務

- (1) 利用者は、この事業の目的に沿った利用に努めるとともに、援助員の業務の遂行に協力しなければならない。
- (2) 市長は、利用者が前項の規定に違反していると認めるとときは、利用者に対して必要な是正措置を講じるよう求めることができる。

また、その是正措置が講じられないときは、当該利用者に対する援助員の派遣を停止することができる。

5 援助員の義務

- (1) 援助員は、その業務を行うにあたっては、利用者の人格を尊重してこれを行うとともに、利用者の身上及び家庭に関して知り得た秘密を守らなければならない。
- (2) 援助員は、定められた時間は、その職務に専念しなければならない。
- (3) 援助員は、身分を証する書類を携行し、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示するものとする。

6 書類の整備

受託事業者は、事業を遂行するにあたり、必要な書類を整備し、委託事業の終了後5年間保存するものとする。

7 守秘義務

受託事業者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

福山市一般介護予防事業（旧一次予防事業 健康教室）受託事業者募集要領

本要領は、福山市一般介護予防事業（旧一次予防事業 健康教室）の受託事業者の募集・事業所台帳の登録に関して、必要な事項を定めるものとする。

1 応募資格

- 当該事業を円滑かつ適正に実施できる法人等で、次の要件を満たすものとする。
- (1) 市内において、指定介護予防通所介護事業、指定介護予防通所リハビリテーション事業、その他の介護予防に資する介護保険事業又は高齢者を対象に介護予防に資する健康の保持・増進を目的とした事業の実績を応募法人内において3年以上有すること。
 - (2) 介護保険法その他関係法令等の基準を満たすこと。
 - (3) 事業開始決定後、速やかに事業着手ができること。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
 - (5) 法人税、消費税及び地方消費税、県税、市税の滞納がないこと。

2 応募方法

(1) 応募書類

次の書類を揃えて提出すること。

- また、各様式は、市高齢者支援課ホームページより、応募者においてダウンロードすること。
- ・福山市一般介護予防事業（旧一次予防事業 健康教室）応募申請書（様式1号）
 - ・福山市一般介護予防事業（旧一次予防事業 健康教室）実施企画書（様式2号）
 - ・福山市一般介護予防事業（旧一次予防事業 健康教室）会場希望記入表（様式3号）
 - ・誓約書（様式4号）
 - ・納税証明書（その3の3「法人税」と「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないこと用）
 - ・納税証明書（広島県の県税及び地方法人特別税について、滞納がない旨の納税証明書）
 - ・市税の完納証明書

(2) 応募期間

2016年（平成28年）3月14日（月）から3月25日（金）まで

8時30分から17時15分まで（但し、土曜日、日曜日、祝日は除く）

(3) 応募先

事前に連絡したうえで、応募書類を高齢者支援課に直接持参すること。

(4) 留意事項

- ア 必要に応じて、応募者に対して説明を求めることができます。
- イ 応募書類の作成及び提出に要する費用は、応募者の負担とする。
- ウ 応募期間に必要書類がそろわなかった場合は、応募書類を受理しません。
- エ 受理した応募書類は、返却しません。また、受理した応募書類の変更は認めません。
- オ 提出された応募書類は、福山市情報公開条例（平成15年6月30日条例第38号）の規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開することができるものとする。
- カ 応募を取り下げる場合は、取下書（任意様式）を提出すること。

3 質問及び回答

応募に関する質問があるときは、2016年（平成28年）3月16日（水）までに質問用紙を福山市保健福祉局長寿社会応援部高齢者支援課にFAXで提出すること。

回答は、2016年（平成28年）3月22日（火）から市高齢者支援課ホームページに掲載する。

4 事業所台帳への登載

応募書類に基づき応募資格を満たしているかを審査するとともに、市長が円滑かつ適正に事業運営を行えると判断した事業所を事業所台帳へ登載します。

5 事業所台帳登載の通知

応募者全員に4月上旬を目途に文書で通知します。（事業所台帳へ登載しない場合は、その理由を付して通知します。）

6 応募の無効

応募者が次のいずれかに該当する場合は、当該応募を直ちに無効とします。

- (1) 上記1の応募資格に該当しないと認められるとき。
- (2) 応募書類に虚偽の内容を記載したとき。
- (3) 応募者又はその関係者が公正かつ公平な審査を直接又は間接に妨げたとき。
- (4) その他応募に係り不正の行為が認められるとき。

7 留意点

- (1) 応募状況により、区域の変更・追加をお願いすることがあります。
- (2) 事業運営マニュアル及びアセスメント様式等は台帳登載後に別途説明会で提示します。
- (3) 事業の委託契約締結後であっても、本要領に定める応募資格を満たさなくなった場合、応募内容と実際面で重大な乖離があった場合、また、仕様書に基づく事業実施が行なわれてない場合は事業所台帳から削除するとともに委託契約を解除します。

問い合わせ先

〒720-8501 福山市東桜町3番5号

福山市保健福祉局長寿社会応援部高齢者支援課 担当者：神原

電話（084）928-1065 FAX（084）928-7811

メールアドレス koureisha-shien@city.fukuyama.hiroshima.jp

福山市一般介護予防事業（旧一次予防事業健康教室）実施要綱

（事業の目的）

第1条 福山市一般介護予防事業（旧一次介護予防事業健康教室。以下「事業」という。）は、地域の互助を活かし高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、介護予防に資する体操等を実施し、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で健康で自立した生活を送ることができるよう推進する。

（実施主体）

第2条 事業の実施主体は福山市とする。

（対象者）

第3条 この事業の対象者は、福山市在住の高齢者とする。

（事業の内容・回数）

第4条 要支援・要介護状態になることを防ぐ介護予防は、適度な運動・質の良い食生活・体調管理が重要となってくるとの考え方のもと、高齢者が積極的・継続的に参加可能な教室等を次のとおり定期的・継続的に実施する。

- (1) 運動に関する教室（1会場年12回）
- (2) お口の健康に関する教室（1会場年2回）
- (3) 食に関する教室（1会場年2回）

（実施場所）

第5条 事業の実施場所は、次のとおりとする。

- (1) ふれあいプラザ
- (2) 老人福祉センター
- (3) 公民館
- (4) 集会所
- (5) コミュニティセンター（館）
- (6) 市長が特に必要と認める場所

（事業の委託）

第6条 市長は、市内に指定介護予防サービス事業所を有する法人等又は高齢者を対象に介護予防に資する健康の保持・増進を目的とした事業の実施実績を有する法人等であって、事業が円滑かつ適正に運営できると判断した市内に事業所を有するもの（以下「受託機関」という。）に委託できるものとする。

2 受託機関は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

（受託機関の選定）

第7条 市長は、予め受託機関の募集を行うとともに、応募のあった事業所のなかから円滑かつ適正な事業実施ができる事業所を受託機関として決定するものとする。

（受託機関の責務）

第8条 受託機関は、この事業を円滑かつ適正に実施するため、必要な専門職員を配置しなければならない。

- 2 受託機関は、事故発生時の対応を含めた安全管理体制を整備するとともに、事故等発生時については、速やかに対応するとともに市へ電話連絡及び事故報告書を提出しなければならない。

(委託料)

第9条 委託料は次のとおりとする。

- 1 教室は1回あたり22,000円とし、事業実施回数を乗じた額とする。
- 2 走島町については、前項の額に1回の往復につき4,840円を加算するものとする。

(利用者負担)

第10条 事業の利用者負担は、無料とする。

(企画・調整等)

第11条 事業の企画及び運営にあたり、市及び地域住民は地域の実態に応じて福山市運動普及推進員連絡協議会、福山市食生活改善推進員協議会等のボランティア団体や老人クラブ連合会、福祉を高める会、自治会連合会等の地域の関係機関・団体と連携するなかで、事業の効果的な実施を図るものとする。

(個人情報の保護)

第12条 受託機関は、この事業へ従事し知りえた個人に関する情報は、他人に漏らしてはならないものとする。また、本事業との関わりを退いた後も同様とする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、2015年（平成27年）4月1日から施行する。
- 2 本要綱の設置に伴い、福山市介護一次予防事業実施要綱を廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、2016年（平成28年）4月1日から施行する。

福山市一般介護予防事業（旧一次予防事業健康教室）仕様書

本仕様書は、「福山市一般介護予防事業（旧一次予防事業健康教室）実施要綱」（以下「要綱」という。）に基づき、事業の円滑かつ適正な実施に向けての必要な事項を定めるものとする。

1 事業の目的

福山市一般介護予防事業（旧一次介護予防事業健康教室。以下「事業」という。）は、地域の互助を活かし高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、介護予防に資する体操等を実施し、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で健康で自立した生活を送ることができるよう推進する。

2 対象者

福山市在住の概ね60歳以上の高齢者とする。

3 事業内容

要綱第4条に定める事業の内容については、次のとおりとする。

(1) 運動に関する教室

筋力・体力が低下している高齢者に対して、からだを動かすことを通して健康でいきいきとしたからだづくりができるものとする。なお、運動内容については高齢者が日常的に行えるようなもの、かつ効果が実感できるようなものとする。

(2) お口の健康に関する教室

口腔清掃、摂食機能訓練や嚥下機能の維持・向上を図ることを目的とし、元気で健康な口腔を保ち、自立した生活を送ることができるよう支援するものとする。

(3) 食に関する教室

低栄養や骨粗しょう症を予防するための食材の組み合わせや食べ方、減塩の工夫などを楽しみながら学び、栄養状態の向上を目指す。

4 業務委託の範囲及び内容

要綱第6条に基づき、事業委託する場合の業務の範囲及び内容は次のとおりとする。

・事前準備

(1) チラシの作成及び配布

1～3か月毎に次回開催の予定を記載したチラシを必要部数作成し、おおむね1か月前までに各会場へ配布するとともに、市へ一部提出すること。なお、チラシの様式については市が指定したものを基本とする。問い合わせ先は事業所と高齢者支援課の連絡先を記載することとする。2つ以上の事業所で事業を実施する場合は、事業所間で相談しチラシを作成すること。

・事業実施日

- (1) 会場の設営及び後片付け、参加者の受付、問診票（様式1）によるバイタルチェックを行う。
- (2) 教室の実施中は、参加者の体調の変化等に気を配ること。
- (3) 各プログラムについて、目的や効果などわかりやすく説明をしながら実施し、参加者が継続して楽しく参加できるように事業所の特性を活かした内容にすること。

・事後報告

- (1) 事業実施報告書の提出

事業実施後、一般介護予防事業実施報告書（様式2）により3月ごとに実施報告書等を作成し、報告月の10日までに市へ提出すること。

（報告月は、4月～6月分：7月 7月～9月分：10月 10月～12月分：1月
1月～3月分：3月末）

5 人数・実施形態

1会場1回あたり、概ね10人から30人程度の参加者を対象に実施するものとする。

6 実施回数

- (1) 運動に関する教室は1会場につき月1回、年12回とする。そのうち、年4回は(2)と(3)の教室を併せて行うものとする。
- (2) お口の健康に関する教室は1会場につき年2回とし、運動教室開催日に実施する。
- (3) 食に関する教室は1会場につき年2回とし、運動教室開催日に実施する。

7 時間

1教室1回あたり60分から90分程度とする。ただし、2つ以上の事業所で事業を実施する場合は、1教室あたりそれぞれ60分とする。

8 実施会場

実施会場は、原則としてふれあいプラザ、老人福祉センター又は公民館、集会所、コミュニティセンター（館）等とし、事業が円滑に実施できるスペースが十分に確保できる場所で行うものとする。

会場の確保は、地域の関係機関・団体との調整を図るなかで実施スケジュールの決定は高齢者支援課が行うものとする。

9 従事者

健康運動指導士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、言語聴覚士、管理栄養士、栄養士、経験のある介護職員等高齢者の特性等をよく理解し、安全にサービスが提供できる者により実施すること。

1回あたりの事業実施に必要な従事者数は、2名以上とする。

10 委託方法

- (1) 事業は年間を通じて実施するため、委託期間は年間契約とする。
- (2) 実施会場は、事業者からの応募会場に基づき、市が定めた会場とする。

11 委託料

委託料は、1回あたり22,000円とし、委託料の支払いは実施報告書に基づき3月ごとの実績払いとする。

ただし、走島町については別に1回の往復につき4,840円を加算するものとする。

12 気象警報等の発令があった場合の対応

(1) 対象となる警報

「暴風警報」「大雨警報」「洪水警報」

*その他「高潮警報」「暴風雪警報」「大雪警報」については、地域によって状況が異なるため高齢者支援課へ相談をすること。

*気象情報は、テレビ・ラジオ・広島県防災ネット等で確認すること。

(2) 基準時間

次の時間を基準に警報が発令されている場合は「事業中止」とし、各会場（集会所は代表

者)へ電話連絡をすること。また、高齢者支援課へ事業を中止した旨と会場へ連絡した旨の連絡を行うこと。

- (ア) 午前に事業を実施する場合：午前7時
 - (イ) 午後に事業を実施する場合：午前10時
- ただし、走島会場については、午後の場合は午前7時の時点とする。

(3) 事業実施中に警報が発令された場合は、天候をみて参加者を帰宅させること。

(4) その他

地域によって気象状況が異なるため、警報が出でていない場合であっても、気象条件により事業を中止したほうがよい場合は、高齢者支援課に相談すること。

1.3 安全管理体制の整備及び事故等に関する対応等

- (1) 教室実施中、参加者の安全確保及び事故防止に務めること。
- (2) 事業実施中に利用者に緊急を要する事態及び事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族及び市に報告するものとする。市への報告は、電話連絡及び事故報告書で行うものとする。

1.4 書類の整備及び保存年限

受託機関は、事業を遂行するにあたり、必要な書類を整備し、委託事業の終了後5年間保存するものとする。

- (1) 問診票（安全管理チェック表）（様式1）
- (2) 一般介護予防事業実施報告書（様式2）

1.5 個人情報の保護・守秘義務

市・講師及び関係機関・団体等のこの事業に従事する者は、事業実施に際して入手した個人情報の管理にあたり、個人情報の保護に関する法律及び福山市個人情報保護条例その他の関係規定を遵守し適切な管理を行うこととする。

なお、個人情報の保護の取り扱いについては、事業従事期間終了後も同様とする。

1.6 その他

この仕様書に記述のない事項等については、市と協議して定めるものとする。

様式 1 号

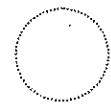
福山市一般介護予防事業（旧一次予防事業健康教室）応募申請書

年（平成 年）月 日

福山市長 様

法人所在地

法人名称



法人代表者

みだしの事業を実施する法人等として、関係書類を添えて応募します。

なお、福山市一般介護予防事業（旧一次予防事業健康教室）受託事業者募集要領の応募資格を満たす法人等であり、応募申請書及び添付書類の内容についても、事実と相違ありません。

添付書類

- 1 福山市一般介護予防事業（旧一次予防事業健康教室）実施企画書（様式 2 号）
- 2 福山市一般介護予防事業（旧一次予防事業健康教室）会場希望記入表（様式 3 号）
- 3 誓約書（様式 4 号）
- 4 納税証明書（その 3 の 3：「法人税」と「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないこと用（法人用））
- 5 納税証明書（広島県の県税及び地方法人特別税について、滞納がない旨の納税証明書）
- 6 市税の完納証明書

様式 2 号

福山市一般介護予防事業（旧一次予防事業健康教室）実施企画書

1 実施事業所等

(1) 実施事業所 ※事業所の種類をチェックしてください。

指定介護予防通所介護事業所

指定介護予防通所リハビリテーション事業所

その他 ()

〒

住 所 :

事業所名 :

担 当 者 :

電 話 : F A X :

E-mail :

(2) 介護予防に資する事業の実施実績内容

過去の介護予防 実績内容	
経験年数	

様式 2 号

福山市一般介護予防事業（旧一次予防事業健康教室）実施企画書

2 企画内容と介護予防との関連、事業の詳細等について

(使用予定教材、パンフレット等があれば記載してください)

3 日常生活で継続、定着するための工夫

4 プログラム内容における事業所独自の特性・工夫等

様式 2 号

福山市一般介護予防事業（旧一次予防事業健康教室）実施企画書

■ 一般介護予防事業（旧一次予防事業健康教室）提案内容

実施希望教室の項目、具体的な内容、時間経過、各回で従事する者の職種を記載してください。

【口腔】

テーマ			
項目	内容	経過時間	従事職種

様式 2 号

福山市一般介護予防事業（旧一次予防事業健康教室）実施企画書

【口腔】

テーマ			
項目	内容	経過時間	従事職種

様式 2 号

福山市一般介護予防事業（旧一次予防事業健康教室）実施企画書

【口腔】

テーマ			
項目	内容	経過時間	従事職種

福山市一般介護予防事業（旧一次予防事業健康教室）実施企画書

5 担当職員 (事業当日に参加する職員を全員記入すること)

	職種・資格名	名前
事業全体の責任者		
その他の従事者		

*事業全体の責任者と各プログラム担当者が重複しても構いません。

様式2号

福山市一般介護予防事業（旧一次予防事業健康教室）実施企画書

6 職歴書

(1) 事業全体の責任者

フリガナ			
名前			
主な職歴等			
年 月～ 年 月	勤務先等	常勤・非常勤	職務内容
		常勤・非常勤	
		常勤・非常勤	
		常勤・非常勤	
職務に関する資格			
資格の種類	資格取得年月日		

※資格証明書の写しを添付してください。

(2) その他従事者

フリガナ			
名前			
主な職歴等			
年 月～ 年 月	勤務先等	常勤・非常勤	職務内容
		常勤・非常勤	
		常勤・非常勤	
		常勤・非常勤	
職務に関する資格			
資格の種類	資格取得年月日		

※資格証明書の写しを添付してください。

(3) その他従事者

フリガナ			
名前			
主な職歴等			
年 月～ 年 月	勤務先等	常勤・非常勤	職務内容
		常勤・非常勤	
		常勤・非常勤	
		常勤・非常勤	
職務に関する資格			
資格の種類	資格取得年月日		

※資格証明書の写しを添付してください。

様式 2 号

福山市一般介護予防事業（旧一次予防事業健康教室）実施企画書

(4) その他従事者

フリガナ			
名前			
主な職歴等			
年 月～ 年 月	勤務先等	常勤・非常勤	職務内容
		常勤・非常勤	
職務に関する資格			
資格の種類	資格取得年月日		

※資格証明書の写しを添付してください。

(5) その他従事者

フリガナ			
名前			
主な職歴等			
年 月～ 年 月	勤務先等	常勤・非常勤	職務内容
		常勤・非常勤	
職務に関する資格			
資格の種類	資格取得年月日		

※資格証明書の写しを添付してください。

(6) その他従事者

フリガナ			
名前			
主な職歴等			
年 月～ 年 月	勤務先等	常勤・非常勤	職務内容
		常勤・非常勤	
職務に関する資格			
資格の種類	資格取得年月日		

※資格証明書の写しを添付してください。

様式3号

福山市一般介護予防事業(旧一次予防事業 健康教室)会場希望記入表

事業所名	
------	--

希望する会場の希望欄に○印をつけてください。

No.	希望	会場	開館日	時間帯	2015年度
1		鞆ふれあいプラザ (祇園荘)	水・金・土	10:00～12:00	第4火
2		走島ふれあいプラザ	月・火・木	12:00～14:00	第3月
3		瀬戸ふれあいプラザ	月・木・土	10:00～12:00	第2木
4		津之郷公民館	月～土	14:00～16:00	第4水
5		山手ふれあいプラザ	火・木・土	10:00～12:00	第3火
6		瀬戸老人福祉センター	火～日(第3日の次の月は開館)	10:00～12:00	水
7		向丘ふれあいプラザ	月・水・金	10:00～12:00	第3水
8		熊野ふれあいプラザ	月・水・金	13:30～15:00	第2金
9		山南公民館	月～土	10:00～12:00	第1金
10		誠之ふれあいプラザ	火・木・土	13:30～15:30	第3火
11		鷹取ふれあいプラザ	火・木・日	10:00～12:00	第3木
12		城南ふれあいプラザ	月・水・金	10:00～12:00	第4水
13		城北ふれあいプラザ	火・木・土	10:00～12:00	第4水
14		明王台公民館	月～土	13:30～15:00	第1水
15		東ふれあいプラザ	月・水・金	13:30～15:00	第2月
16		三吉ふれあいプラザ	月・水・金	10:00～12:00	第1金
17		城東ふれあいプラザ	火・木・土	10:00～12:00	第4木
18		手城ふれあいプラザ	水・金・日	13:30～15:30	第1水
19		大門ふれあいプラザ	火・木・土	13:30～15:30	第3水
20		旭丘公民館	月～土	10:00～12:00	第4木
21		東朋ふれあいプラザ	火・木・土	13:30～15:30	第3・第4火
22		大谷台公民館	月～土	10:00～12:00	第1水
23		高屋市営住宅 (ほっとサロン)	月・水・金	10:00～12:00	第1金
24		鳳ふれあいプラザ	火・木・土	13:30～15:30	第1木
25		春日老人福祉センター	火～日(第3日の次の月は開館)	10:00～12:00	第4水

No.	希望	会場	時間帯	時間帯	2015年度
26		松永ふれあいプラザ	月・水・金	10:00～12:00	第2月
27		神村ふれあいプラザ	火・木・土	10:00～12:00	第3木
28		本郷ふれあいプラザ	火・木・土	13:30～15:30	第3火
29		柳津ふれあいプラザ	火・木・土	10:00～12:00	第2木
30		精華ふれあいプラザ	月・水・金	13:30～15:30	第4金
31		ぬまくまふれあいプラザ	火・木・土	13:30～15:30	第3火
32		やまわり会館	月・火・水	13:30～15:30	第4水
33		幸千ふれあいプラザ	火・木・土	10:00～12:00	第2木
34		加茂ふれあいプラザ	月・水・土	10:00～12:00	水
35		加茂公民館	月～土	10:00～12:00	第4月
36		老人福祉センター紫雲荘	火～日(第3日の次の月は開館)	10:00～12:00	第4木
37		山野ふれあいプラザ	火・木・土	10:00～12:00	第1火
38		駅家ふれあいプラザ	火・木・土	10:00～12:00	第3または第4木
39		駅家南ふれあいプラザ	火・木・土	10:00～12:00	第3木
40		芦田ふれあいプラザ	月・水・土	13:30～15:30	第2月
41		交流館とで	月～金	13:30～15:30	運動・第1木
42		交流館あびき	月～金	10:00～12:00	第1または第3水
43		交流館つかねまる	月～金	不定期	火
44		新市老人福祉センター	火～日(第3日の次の月は開館)	10:00～12:00	金
45		御野公民館	月～土	10:00～12:00	第4月
46		神辺公民館	月～土	13:30～15:30	第4木
47		前奥公民館(山手町) 山手町七丁目2番23ー1号	第3水曜	13:30～15:00	第1火
48		日吉台くらぶ	火・木・土	13:30～15:30	第3水
49		徳田川西老人集会所		13:00～15:30	第4水

※ 日時は2015年度の実施日を記入していますので、参考にして選択してください。

※ 記入表は、3月14日(月)から3月25日(金)までに応募書類と合わせて提出してください。

誓 約 書

年 (平成 年) 月 日

福山市長 様

法人所在地

法人名称



法人代表者

私は、福山市一般介護予防事業（旧一次予防事業健康教室）の申請にあたり、次の事項について誓約します。

また、次の誓約事項に万一違反する行為があったときは、「福山市一般介護予防事業（旧一次予防事業健康教室）事業所台帳」登載からの除外、及び、委託契約を解除されることに異議を申しません。

- 1 介護保険法及び地域支援事業実施要綱等の関係規定を遵守するとともに、「福山市一般介護予防事業（旧一次予防事業健康教室）実施要綱」及び「福山市一般介護予防事業（旧一次予防事業健康教室）仕様書」に基づいて、事業を円滑かつ適正に運営します。
- 2 介護予防の趣旨を踏まえ、利用者の主体性を引き出す工夫をし、適切な働きかけを行います。
- 3 事故発生時の対応を含めた安全管理体制を整備するとともに、事故発生時には責任をもって対処し、速やかに市へ報告します。
- 4 国の定めた個人情報保護法及び市の定めた福山市個人情報保護条例については、制定の趣旨を尊重し遵守するとともに、事業運営に反映させます。

福山市一般介護予防事業（旧一次予防事業 健康教室）受託事業者募集要領

本要領は、福山市一般介護予防事業（旧一次予防事業 健康教室）の受託事業者の募集・事業所台帳の登録に関して、必要な事項を定めるものとする。

1 応募資格

当該事業を円滑かつ適正に実施できる法人等で、次の要件を満たすものとする。

- (1) 市内において、指定介護予防通所介護事業、指定介護予防通所リハビリテーション事業、その他の介護予防に資する介護保険事業又は高齢者を対象に介護予防に資する健康の保持・増進を目的とした事業の実績を応募法人内において3年以上有すること。
- (2) 介護保険法その他関係法令等の基準を満たすこと。
- (3) 事業開始決定後、速やかに事業着手ができること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 法人税、消費税及び地方消費税、県税、市税の滞納がないこと。

2 応募方法

(1) 応募書類

次の書類を揃えて提出すること。

また、各様式は、市高齢者支援課ホームページより、応募者においてダウンロードすること。

- ・福山市一般介護予防事業（旧一次予防事業 健康教室）応募申請書（様式1号）
- ・福山市一般介護予防事業（旧一次予防事業 健康教室）実施企画書（様式2号）
- ・福山市一般介護予防事業（旧一次予防事業 健康教室）会場希望記入表（様式3号）
- ・誓約書（様式4号）
- ・納税証明書（その3の3「法人税」と「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないこと用）
- ・納税証明書（広島県の県税及び地方法人特別税について、滞納がない旨の納税証明書）
- ・市税の完納証明書

(2) 応募期間

2016年（平成28年）3月14日（月）から3月25日（金）まで

8時30分から17時15分まで（但し、土曜日、日曜日、祝日は除く）

(3) 応募先

事前に連絡したうえで、応募書類を高齢者支援課に直接持参すること。

(4) 留意事項

ア 必要に応じて、応募者に対して説明を求めることがあります。

イ 応募書類の作成及び提出に要する費用は、応募者の負担とする。

ウ 応募期間に必要書類がそろわなかった場合は、応募書類を受理しません。

エ 受理した応募書類は、返却しません。また、受理した応募書類の変更は認めません。

オ 提出された応募書類は、福山市情報公開条例（平成15年6月30日条例第38号）の規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開することができるものとする。

カ 応募を取り下げる場合は、取下書（任意様式）を提出すること。

3 質問及び回答

応募に関する質問があるときは、2016年（平成28年）3月16日（水）までに質問用紙を福山市保健福祉局長寿社会応援部高齢者支援課にFAXで提出すること。

回答は、2016年（平成28年）3月22日（火）から市高齢者支援課ホームページに掲載する。

4 事業所台帳への登載

応募書類に基づき応募資格を満たしているかを審査するとともに、市長が円滑かつ適正に事業運営を行えると判断した事業所を事業所台帳へ登載します。

5 事業所台帳登載の通知

応募者全員に4月上旬を目途に文書で通知します。（事業所台帳へ登載しない場合は、その理由を付して通知します。）

6 応募の無効

応募者が次のいずれかに該当する場合は、当該応募を直ちに無効とします。

- (1) 上記1の応募資格に該当しないと認められるとき。
- (2) 応募書類に虚偽の内容を記載したとき。
- (3) 応募者又はその関係者が公正かつ公平な審査を直接又は間接に妨げたとき。
- (4) その他応募に係り不正の行為が認められるとき。

7 留意点

- (1) 応募状況により、区域の変更・追加をお願いすることがあります。
- (2) 事業運営マニュアル及びアセスメント様式等は台帳登載後に別途説明会で提示します。
- (3) 事業の委託契約締結後であっても、本要領に定める応募資格を満たさなくなった場合、応募内容と実際面で重大な乖離があった場合、また、仕様書に基づく事業実施が行なわれない場合は事業所台帳から削除するとともに委託契約を解除します。

問い合わせ先

〒720-8501 福山市東桜町3番5号

福山市保健福祉局長寿社会応援部高齢者支援課 担当者：神原

電話 (084) 928-1065 FAX (084) 928-7811

メールアドレス kourieisha-shien@city.fukuyama.hiroshima.jp

福山市一般介護予防事業（旧一次予防事業健康教室）実施要綱

（事業の目的）

第1条 福山市一般介護予防事業（旧一次介護予防事業健康教室。以下「事業」という。）は、地域の互助を活かし高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、介護予防に資する体操等を実施し、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で健康で自立した生活を送ることができるよう推進する。

（実施主体）

第2条 事業の実施主体は福山市とする。

（対象者）

第3条 この事業の対象者は、福山市在住の高齢者とする。

（事業の内容・回数）

第4条 要支援・要介護状態になることを防ぐ介護予防は、適度な運動・質の良い食生活・体調管理が重要となってくるとの考え方のもと、高齢者が積極的・継続的に参加可能な教室等を次のとおり定期的・継続的に実施する。

- (1) 運動に関する教室（1会場年12回）
- (2) お口の健康に関する教室（1会場年2回）
- (3) 食に関する教室（1会場年2回）

（実施場所）

第5条 事業の実施場所は、次のとおりとする。

- (1) ふれあいプラザ
- (2) 老人福祉センター
- (3) 公民館
- (4) 集会所
- (5) コミュニティセンター（館）
- (6) 市長が特に必要と認める場所

（事業の委託）

第6条 市長は、市内に指定介護予防サービス事業所を有する法人等又は高齢者を対象に介護予防に資する健康の保持・増進を目的とした事業の実施実績を有する法人等であって、事業が円滑かつ適正に運営できると判断した市内に事業所を有するもの（以下「受託機関」という。）に委託できるものとする。

2 受託機関は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

（受託機関の選定）

第7条 市長は、予め受託機関の募集を行うとともに、応募のあった事業所のなかから円滑かつ適正な事業実施ができる事業所を受託機関として決定するものとする。

（受託機関の責務）

第8条 受託機関は、この事業を円滑かつ適正に実施するため、必要な専門職員を配置しなければならない。

- 2 受託機関は、事故発生時の対応を含めた安全管理体制を整備するとともに、事故等発生時については、速やかに対応するとともに市へ電話連絡及び事故報告書を提出しなければならない。

(委託料)

第9条 委託料は次のとおりとする。

- 1 教室は1回あたり22,000円とし、事業実施回数を乗じた額とする。
- 2 走島町については、前項の額に1回の往復につき4,840円を加算するものとする。

(利用者負担)

第10条 事業の利用者負担は、無料とする。

(企画・調整等)

第11条 事業の企画及び運営にあたり、市及び地域住民は地域の実態に応じて福山市運動普及推進員連絡協議会、福山市食生活改善推進員協議会等のボランティア団体や老人クラブ連合会、福祉を高める会、自治会連合会等の地域の関係機関・団体と連携するなかで、事業の効果的な実施を図るものとする。

(個人情報の保護)

第12条 受託機関は、この事業へ従事し知りえた個人に関する情報は、他人に漏らしてはならないものとする。また、本事業との関わりを退いた後も同様とする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、2015年（平成27年）4月1日から施行する。
- 2 本要綱の設置に伴い、福山市介護一次予防事業実施要綱を廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、2016年（平成28年）4月1日から施行する。

福山市一般介護予防事業（旧一次予防事業健康教室）仕様書

本仕様書は、「福山市一般介護予防事業（旧一次予防事業健康教室）実施要綱」（以下「要綱」という。）に基づき、事業の円滑かつ適正な実施に向けての必要な事項を定めるものとする。

1 事業の目的

福山市一般介護予防事業（旧一次介護予防事業健康教室。以下「事業」という。）は、地域の互助を活かし高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、介護予防に資する体操等を実施し、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で健康で自立した生活を送ることができるよう推進する。

2 対象者

福山市在住の概ね60歳以上の高齢者とする。

3 事業内容

要綱第4条に定める事業の内容については、次のとおりとする。

(1) 運動に関する教室

筋力・体力が低下している高齢者に対して、からだを動かすことを通して健康でいきいきとしたからだづくりができるものとする。なお、運動内容については高齢者が日常的に行えるようなもの、かつ効果が実感できるようなものとする。

(2) お口の健康に関する教室

口腔清掃、摂食機能訓練や嚥下機能の維持・向上を図ることを目的とし、元気で健康な口腔を保ち、自立した生活を送ることができるよう支援するものとする。

(3) 食に関する教室

低栄養や骨粗しょう症を予防するための食材の組み合わせや食べ方、減塩の工夫などを楽しくながら学び、栄養状態の向上を目指す。

4 業務委託の範囲及び内容

要綱第6条に基づき、事業委託する場合の業務の範囲及び内容は次のとおりとする。

・事前準備

(1) チラシの作成及び配布

1～3か月毎に次回開催の予定を記載したチラシを必要部数作成し、おおむね1か月前までに各会場へ配布するとともに、市へ一部提出すること。なお、チラシの様式については市が指定したものを基本とする。問い合わせ先は事業所と高齢者支援課の連絡先を記載することとする。2つ以上の事業所で事業を実施する場合は、事業所間で相談しチラシを作成すること。

・事業実施日

- (1) 会場の設営及び後片付け、参加者の受付、問診票（様式1）によるバイタルチェックを行う。
- (2) 教室の実施中は、参加者の体調の変化等に気を配ること。
- (3) 各プログラムについて、目的や効果などわかりやすく説明をしながら実施し、参加者が継続して楽しく参加できるように事業所の特性を活かした内容にすること。

・事後報告

(1) 事業実施報告書の提出

事業実施後、一般介護予防事業実施報告書（様式2）により3月ごとに実施報告書等を作成し、報告月の10日までに市へ提出すること。

（報告月は、4月～6月分：7月 7月～9月分：10月 10月～12月分：1月
1月～3月分：3月末）

5 人数・実施形態

1会場1回あたり、概ね10人から30人程度の参加者を対象に実施するものとする。

6 実施回数

- (1) 運動に関する教室は1会場につき月1回、年12回とする。そのうち、年4回は(2)と(3)の教室を併せて行うものとする。
- (2) お口の健康に関する教室は1会場につき年2回とし、運動教室開催日に実施する。
- (3) 食に関する教室は1会場につき年2回とし、運動教室開催日に実施する。

7 時間

1教室1回あたり60分から90分程度とする。ただし、2つ以上の事業所で事業を実施する場合は、1教室あたりそれぞれ60分とする。

8 実施会場

実施会場は、原則としてふれあいプラザ、老人福祉センター又は公民館、集会所、コミュニティセンター（館）等とし、事業が円滑に実施できるスペースが十分に確保できる場所で行うものとする。

会場の確保は、地域の関係機関・団体との調整を図るなかで実施スケジュールの決定は高齢者支援課が行うものとする。

9 従事者

健康運動指導士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、言語聴覚士、管理栄養士、栄養士、経験のある介護職員等高齢者の特性等をよく理解し、安全にサービスが提供できる者により実施すること。

1回あたりの事業実施に必要な従事者数は、2名以上とする。

10 委託方法

- (1) 事業は年間を通じて実施するため、委託期間は年間契約とする。
- (2) 実施会場は、事業者からの応募会場に基づき、市が定めた会場とする。

11 委託料

委託料は、1回あたり22,000円とし、委託料の支払いは実施報告書に基づき3月ごとの実績払いとする。

ただし、走島町については別に1回の往復につき4,840円を加算するものとする。

12 気象警報等の発令があった場合の対応

(1) 対象となる警報

「暴風警報」「大雨警報」「洪水警報」

*その他「高潮警報」「暴風雪警報」「大雪警報」については、地域によって状況が異なるため高齢者支援課へ相談をすること。

*気象情報は、テレビ・ラジオ・広島県防災ネット等で確認すること。

(2) 基準時間

次の時間を基準に警報が発令されている場合は「事業中止」とし、各会場（集会所は代表

者)へ電話連絡をすること。また、高齢者支援課へ事業を中止した旨と会場へ連絡した旨の連絡を行うこと。

- (ア) 午前に事業を実施する場合：午前7時
 - (イ) 午後に事業を実施する場合：午前10時
- ただし、走島会場については、午後の場合でも午前7時の時点とする。

(3) 事業実施中に警報が発令された場合は、天候をみて参加者を帰宅させること。

(4) その他

地域によって気象状況が異なるため、警報が出ていない場合であっても、気象条件により事業を中止したほうがよい場合は、高齢者支援課に相談すること。

1.3 安全管理体制の整備及び事故等に関する対応等

- (1) 教室実施中、参加者の安全確保及び事故防止に務めること。
- (2) 事業実施中に利用者に緊急を要する事態及び事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族及び市に報告するものとする。市への報告は、電話連絡及び事故報告書で行うものとする。

1.4 書類の整備及び保存年限

受託機関は、事業を遂行するにあたり、必要な書類を整備し、委託事業の終了後5年間保存するものとする。

- (1) 間診票（安全管理チェック表）（様式1）
- (2) 一般介護予防事業実施報告書（様式2）

1.5 個人情報の保護・守秘義務

市・講師及び関係機関・団体等のこの事業に従事する者は、事業実施に際して入手した個人情報の管理にあたり、個人情報の保護に関する法律及び福山市個人情報保護条例その他の関係規定を遵守し適切な管理を行うこととする。

なお、個人情報の保護の取り扱いについては、事業従事期間終了後も同様とする。

1.6 その他

この仕様書に記述のない事項等については、市と協議して定めるものとする。

福山市一般介護予防事業（旧一次予防事業健康教室）応募申請書

年（平成　　年）　月　　日

福山市長 様

法人所在地

法人名称



法人代表者

みだしの事業を実施する法人等として、関係書類を添えて応募します。

なお、福山市一般介護予防事業（旧一次予防事業健康教室）受託事業者募集要領の応募資格を満たす法人等であり、応募申請書及び添付書類の内容についても、事実と相違ありません。

添付書類

- 1 福山市一般介護予防事業（旧一次予防事業健康教室）実施企画書（様式 2 号）
- 2 福山市一般介護予防事業（旧一次予防事業健康教室）会場希望記入表（様式 3 号）
- 3 誓約書（様式 4 号）
- 4 納税証明書（その 3 の 3：「法人税」と「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないこと用（法人用））
- 5 納税証明書（広島県の県税及び地方法人特別税について、滞納がない旨の納税証明書）
- 6 市税の完納証明書

様式 2 号

福山市一般介護予防事業（旧一次予防事業健康教室）実施企画書

1 実施事業所等

(1) 実施事業所 ※事業所の種類をチェックしてください。

指定介護予防通所介護事業所

指定介護予防通所リハビリテーション事業所

その他 ()

〒 _____

住 所 :

事業所名 :

担当者 :

電 話 : F A X :

E-mail :

(2) 介護予防に資する事業の実施実績内容

過去の介護予防 実績内容	
経験年数	

福山市一般介護予防事業（旧一次予防事業健康教室）実施企画書

2 企画内容と介護予防との関連、事業の詳細等について

(使用予定教材、パンフレット等があれば記載してください)

3 日常生活で継続、定着するための工夫

4 プログラム内容における事業所独自の特性・工夫等

様式 2 号

福山市一般介護予防事業（旧一次予防事業健康教室）実施企画書

■ 一般介護予防事業（旧一次予防事業健康教室）提案内容

実施希望教室の項目、具体的な内容、時間経過、各回で従事する者の職種を記載してください。

【食】

テーマ			
項目	内容	経過時間	従事職種

様式 2 号

福山市一般介護予防事業（旧一次予防事業健康教室）実施企画書

【食】

テーマ			
項目	内容	経過時間	従事職種

様式 2 号

福山市一般介護予防事業（旧一次予防事業健康教室）実施企画書

【食】

テーマ			
項目	内容	経過時間	従事職種

様式 2 号

福山市一般介護予防事業（旧一次予防事業健康教室）実施企画書

5 担当職員 (事業當日に参加する職員を全員記入すること)

	職種・資格名	名前
事業全体の責任者		
その他の従事者		

*事業全体の責任者と各プログラム担当者が重複しても構いません。

様式 2 号

福山市一般介護予防事業（旧一次予防事業健康教室）実施企画書

6 職歴書

(1) 事業全体の責任者

フリガナ			
名前			
主な職歴等			
年 月～ 年 月	勤務先等	常勤・非常勤	職務内容
		常勤・非常勤	
		常勤・非常勤	
		常勤・非常勤	
職務に関する資格			
資格の種類	資格取得年月日		

※資格証明書の写しを添付してください。

(2) その他従事者

フリガナ			
名前			
主な職歴等			
年 月～ 年 月	勤務先等	常勤・非常勤	職務内容
		常勤・非常勤	
		常勤・非常勤	
		常勤・非常勤	
職務に関する資格			
資格の種類	資格取得年月日		

※資格証明書の写しを添付してください。

(3) その他従事者

フリガナ			
名前			
主な職歴等			
年 月～ 年 月	勤務先等	常勤・非常勤	職務内容
		常勤・非常勤	
		常勤・非常勤	
		常勤・非常勤	
職務に関する資格			
資格の種類	資格取得年月日		

※資格証明書の写しを添付してください。

様式 2 号

福山市一般介護予防事業（旧一次予防事業健康教室）実施企画書

(4) その他従事者

フリガナ			
名前			
主な職歴等			
年　月～　年　月	勤務先等	常勤・非常勤	職務内容
		常勤・非常勤	
		常勤・非常勤	
		常勤・非常勤	
職務に関する資格			
資格の種類	資格取得年月日		

※資格証明書の写しを添付してください。

(5) その他従事者

フリガナ			
名前			
主な職歴等			
年　月～　年　月	勤務先等	常勤・非常勤	職務内容
		常勤・非常勤	
		常勤・非常勤	
		常勤・非常勤	
職務に関する資格			
資格の種類	資格取得年月日		

※資格証明書の写しを添付してください。

(6) その他従事者

フリガナ			
名前			
主な職歴等			
年　月～　年　月	勤務先等	常勤・非常勤	職務内容
		常勤・非常勤	
		常勤・非常勤	
		常勤・非常勤	
職務に関する資格			
資格の種類	資格取得年月日		

※資格証明書の写しを添付してください。

様式3号

福山市一般介護予防事業(旧一次予防事業 健康教室) 会場希望記入表

事業所名	
------	--

希望する会場の希望欄に○印をつけてください。

No.	希望	会場	開館日	時間帯	2015年度
1		鞆ふれあいプラザ (祇園荘)	水・金・土	10:00~12:00	第4火
2		走島ふれあいプラザ	月・火・木	12:00~14:00	第3月
3		瀬戸ふれあいプラザ	月・木・土	10:00~12:00	第2木
4		津之郷公民館	月~土	14:00~16:00	第4水
5		山手ふれあいプラザ	火・木・土	10:00~12:00	第3火
6		瀬戸老人福祉センター	火~日(第3日の次の月は開館)	10:00~12:00	水
7		向丘ふれあいプラザ	月・水・金	10:00~12:00	第3水
8		熊野ふれあいプラザ	月・水・金	13:30~15:00	第2金
9		山南公民館	月~土	10:00~12:00	第1金
10		誠之ふれあいプラザ	火・木・土	13:30~15:30	第3火
11		廢取ふれあいプラザ	火・木・日	10:00~12:00	第3木
12		城南ふれあいプラザ	月・水・金	10:00~12:00	第4水
13		城北ふれあいプラザ	火・木・土	10:00~12:00	第4水
14		明王台公民館	月~土	13:30~15:00	第1水
15		東ふれあいプラザ	月・水・金	13:30~15:00	第2月
16		三吉ふれあいプラザ	月・水・金	10:00~12:00	第1金
17		城東ふれあいプラザ	火・木・土	10:00~12:00	第4木
18		手城ふれあいプラザ	水・金・日	13:30~15:30	第1水
19		大門ふれあいプラザ	火・木・土	13:30~15:30	第3水
20		旭丘公民館	月~土	10:00~12:00	第4木
21		東朋ふれあいプラザ	火・木・土	13:30~15:30	第3・第4火
22		大谷台公民館	月~土	10:00~12:00	第1水
23		高屋市営住宅 (ほっとサロン)	月・水・金	10:00~12:00	第1金
24		鳳ふれあいプラザ	火・木・土	13:30~15:30	第1木
25		春日老人福祉センター	火~日(第3日の次の月は開館)	10:00~12:00	第4水

No.	希望	会場	時間帯	時間帯	2015年度
26		松永ふれあいプラザ	月・水・金	10:00~12:00	第2月
27		神村ふれあいプラザ	火・木・土	10:00~12:00	第3木
28		本郷ふれあいプラザ	火・木・土	13:30~15:30	第3火
29		柳津ふれあいプラザ	火・木・土	10:00~12:00	第2木
30		緑華ふれあいプラザ	月・水・金	13:30~15:30	第4金
31		ぬまくまふれあいプラザ	火・木・土	13:30~15:30	第3火
32		やまわり会館	月・火・水	13:30~15:30	第4水
33		幸千ふれあいプラザ	火・木・土	10:00~12:00	第2木
34		加茂ふれあいプラザ	月・水・土	10:00~12:00	水
35		加茂公民館	月~土	10:00~12:00	第4月
36		老人福祉センター紫雲荘	火~日(第3日の次の月は開館)	10:00~12:00	第4木
37		山野ふれあいプラザ	火・木・土	10:00~12:00	第1火
38		駅家ふれあいプラザ	火・木・土	10:00~12:00	第3または第4木
39		駅家南ふれあいプラザ	火・木・土	10:00~12:00	第3木
40		芦田ふれあいプラザ	月・水・土	13:30~15:30	第2月
41		交流館とで	月~金	13:30~15:30	運動: 第1木
42		交流館あびき	月~金	10:00~12:00	第1または第3水
43		交流館つかねまる	月~金	不定期	火
44		新市老人福祉センター	火~日(第3日の次の月は開館)	10:00~12:00	金
45		御野公民館	月~土	10:00~12:00	第4月
46		神辺公民館	月~土	13:30~15:30	第4木
47		前奥公民館(山手町) 山手町七丁目2番23-1号	第3水曜	13:30~15:00	第1火
48		日吉台くらぶ	火・木・土	13:30~15:30	第3水
49		徳田川西老人集会所		13:00~15:30	第4水

※ 日時は2015年度の実施日を記入していますので、参考にして選択してください。

※ 記入表は、3月14日(月)から3月25日(金)までに応募書類と合わせて提出してください。

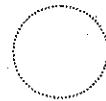
誓 約 書

年（平成 年）月 日

福山市長 様

法人所在地

法人名称



法人代表者

私は、福山市一般介護予防事業（旧一次予防事業健康教室）の申請にあたり、次の事項について誓約します。

また、次の誓約事項に万一違反する行為があったときは、「福山市一般介護予防事業（旧一次予防事業健康教室）事業所台帳」登載からの除外、及び、委託契約を解除されることに異議を申しません。

- 1 介護保険法及び地域支援事業実施要綱等の関係規定を遵守するとともに、「福山市一般介護予防事業（旧一次予防事業健康教室）実施要綱」及び「福山市一般介護予防事業（旧一次予防事業健康教室）仕様書」に基づいて、事業を円滑かつ適正に運営します。
- 2 介護予防の趣旨を踏まえ、利用者の主体性を引き出す工夫をし、適切な働きかけを行います。
- 3 事故発生時の対応を含めた安全管理体制を整備するとともに、事故発生時には責任をもって対処し、速やかに市へ報告します。
- 4 国の定めた個人情報保護法及び市の定めた福山市個人情報保護条例については、制定の趣旨を尊重し遵守するとともに、事業運営に反映させます。

介護予防・生活支援サービスの併用表

		訪問型サービス(併用サービス)						通所型サービス(併用サービス)																							
区分	ケアマネジメント	訪問介護相当			緩和指定			住民主体			短期集中			配食・生活支援			通所介護相当			緩和指定			緩和委託			住民主体			短期集中		
		訪問介護相当	緩和指定	住民主体	訪問介護相当	緩和委託	住民主体	短期集中	配食・生活支援	訪問介護相当	緩和指定	住民主体	短期集中	配食・生活支援	訪問介護相当	緩和指定	住民主体	短期集中	緩和委託	住民主体	短期集中	緩和委託	住民主体	短期集中	緩和委託	住民主体	短期集中				
訪問型サービス	訪問介護相当	A	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	x						
	緩和指定	B	x	x	x	x	o	o	o	x	o	o	o	x	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	x						
	緩和委託	B	x	x	x	x	o	o	o	x	o	o	o	x	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	x						
	住民主体	C	x	x	x	x	x	x	x	o	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x						
	短期集中	A	o*	o*	o*	o*	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o						
	配食・生活支援	C	x	x	x	x	o	o	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x						
通所型サービス	通所介護相当	A	o	o	o	o	o	o	x	o	o	o	o	x	o	o	o	o	x	x	x	x	o	x	x	x					
	緩和指定	B	x	x	x	x	o	o	o	x	o	o	o	x	o	o	o	o	x	x	x	x	o	x	x	x					
	緩和委託	B	x	x	x	x	o	o	o	x	o	o	o	x	o	o	o	o	x	x	x	x	o	x	x	x					
	住民主体	C	x	x	x	x	x	x	o	x	o	x	o	x	o	x	o	x	x	x	x	x	x	x	x	x					
	短期集中	A	o*	o*	o*	o*	o	o	o	x	o	o	o	x	o	o	o	o	x	x	x	x	o	x	x	x					

* 退院直後などの状態像の場合のみ最長3月間の併用は可能。